

一般廃棄物（ごみ・生活排水）
処理基本計画
【中間見直し】

【循環型社会の推進に向けて】



令和5年3月

三重県 大紀町

目 次
第 I 部 総則

第 1 章 計画策定の基本事項	1
1 計画策定の目的・背景	1
2 ごみ処理基本計画の位置付け	1
3 計画対象区域	1
4 計画の範囲	1
5 計画の期間（目標年度）	2
6 行政計画との関連	2
7 循環型社会形成のための法体系	3
第 2 章 計画地域の概要	4
1 位置・沿革	4
2 自然環境	5
3 社会環境	8
4 地域の環境	19

第 II 部 ごみ処理基本計画編

第 1 章 ごみ処理の実態	24
1 ごみ処理・処分の概要	24
2 ごみの分別及び処理体系	27
3 ごみ排出量及びごみ質の状況	29
4 ごみの排出抑制・再資源化の状況	35
5 ごみ処理体制及び処理実績	38
6 ごみ処理経費の状況	43
7 計画目標達成状況の確認	44
8 香肌奥伊勢資源化広域連合管内での比較	46
9 課題の整理	48
第 2 章 基本構想	50
1 基本理念	50
2 基本方針	50
第 3 章 ごみ発生量及び処理量の予測	51
1 予測手順	51
2 ごみ量等予測結果（現状趨勢）	52
3 計画目標の検討	56

第4章	ごみ処理基本計画	59
1	基本方針	59
2	ごみの排出抑制に関する事項	60
3	分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	66
4	ごみの適正処理に関する事項	67
5	ごみ処理施設整備に関する事項	70
6	その他ごみの処理に関し必要な事項	70

第Ⅲ部 生活排水処理基本計画編

第1章	生活排水処理の状況	72
1	生活排水処理・処分の概要	72
2	し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の概要	72
3	生活排水処理の主体	77
4	し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬状況	77
5	し尿及び浄化槽汚泥処理施設の状況	77
6	公共下水道の整備状況	79
7	浄化槽設置の状況	79
8	生活排水処理経費の状況	79
9	現状の課題	80
第2章	生活排水処理基本計画	81
1	基本理念	81
2	基本方針	81
3	し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測	82
4	生活排水処理計画	84
5	し尿・浄化槽汚泥処理計画	85
6	達成に向けての方策	86

第I部 総 則

第1章 計画策定の基本事項

1 計画策定の目的・背景

一般廃棄物処理基本計画（中間見直し計画）（以下、「本計画」と言います。）は、平成28年3月に見直しを実施した前計画（以下、「前計画」と言います。）策定以降の社会環境や社会情勢等の変化を考慮し、本町の一般廃棄物の処理に関する施策の円滑な実施を図り、長期展望のもとに本町にふさわしい循環型社会を構築することを目的とします。なお、社会情勢等の変化によりごみ量・ごみ質、し尿量及び浄化槽汚泥量等が変化した場合は、本計画を適宜見直していくものとします。

2 ごみ処理基本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」と言います。）第6条第1項に基づき「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」を定めるものであり、また同条第4項において「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」ことが定められ、策定する内容は、第2項で次のように示されています。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

また、同条第4項において計画又は変更した一般廃棄物処理基本計画の公表義務を示しています。

3 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、大紀町全域（以下、「本町」と言います。）とします。

4 計画の範囲

本計画の範囲は、本町で発生する一般廃棄物の排出抑制を含め、分別排出から収集・運搬、中間処理、最終処分までとします。また、計画対象とする廃棄物は、町内全域から排出される一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。

5 計画の期間（目標年度）

一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月 環境省）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成2年10月 厚生省）」により概ね10年から15年先において概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定時の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行うことが適当であるとされています。本計画は、平成28年度を初年度とし、令和17年度を計画目標年度とする向こう20年間の基本政策について方向付けを行うものです。

今回の中間見直しは、前計画で定めたとおり、令和2年度以降のごみ処理体制の変更に伴い主にごみ処理基本計画の見直しを行うことを目的とします。したがって、生活排水処理基本計画については、令和17年度を計画目標年度としますが、ごみ処理基本計画については、本町のごみ処理との関わりが深い香肌奥伊勢資源化広域連合（以下、「広域連合」と言います。）の施設整備計画の作成が進行中であるため、令和9年度を計画目標年度（中間）とし、令和10年度を目途として、広域連合の新たなごみ処理体制を考慮した見直しを行うものとします。

【計画目標年度】

○ごみ処理基本計画：令和9年度（中間）

○生活排水処理基本計画：令和17年度

表 1-5-1 計画目標年度

項目	H28	R2	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
生活排水処理基本計画	■		■	◎												■
ごみ処理基本計画	当初計画	◆ 当初計画目標年度	中間見直し	◎ 中間見直し計画開始年度				■ 計画目標年度（中間）	◎ 中間見直し							

6 行政計画との関連

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「基本的な方針」と言います。）を上位計画とし、本町の基本構想に則して策定します。

また、一般廃棄物処理基本計画に基づき策定される分別収集計画や施設整備計画及び年度ごとに策定される一般廃棄物処理実施計画は、予算措置の必要な具体的な計画であり、総合計画と整合を図った年度計画として着実に実施できるものとします。

7 循環型社会形成のための法体系

循環型社会を形成するための法体系は、図1-7-1に示すとおりです。

計画の策定にあたっては、関係法令等に準拠し、国や三重県の廃棄物処理に係る基本方針を踏まえ、町の総合計画等の上位計画にも配慮した計画とします。

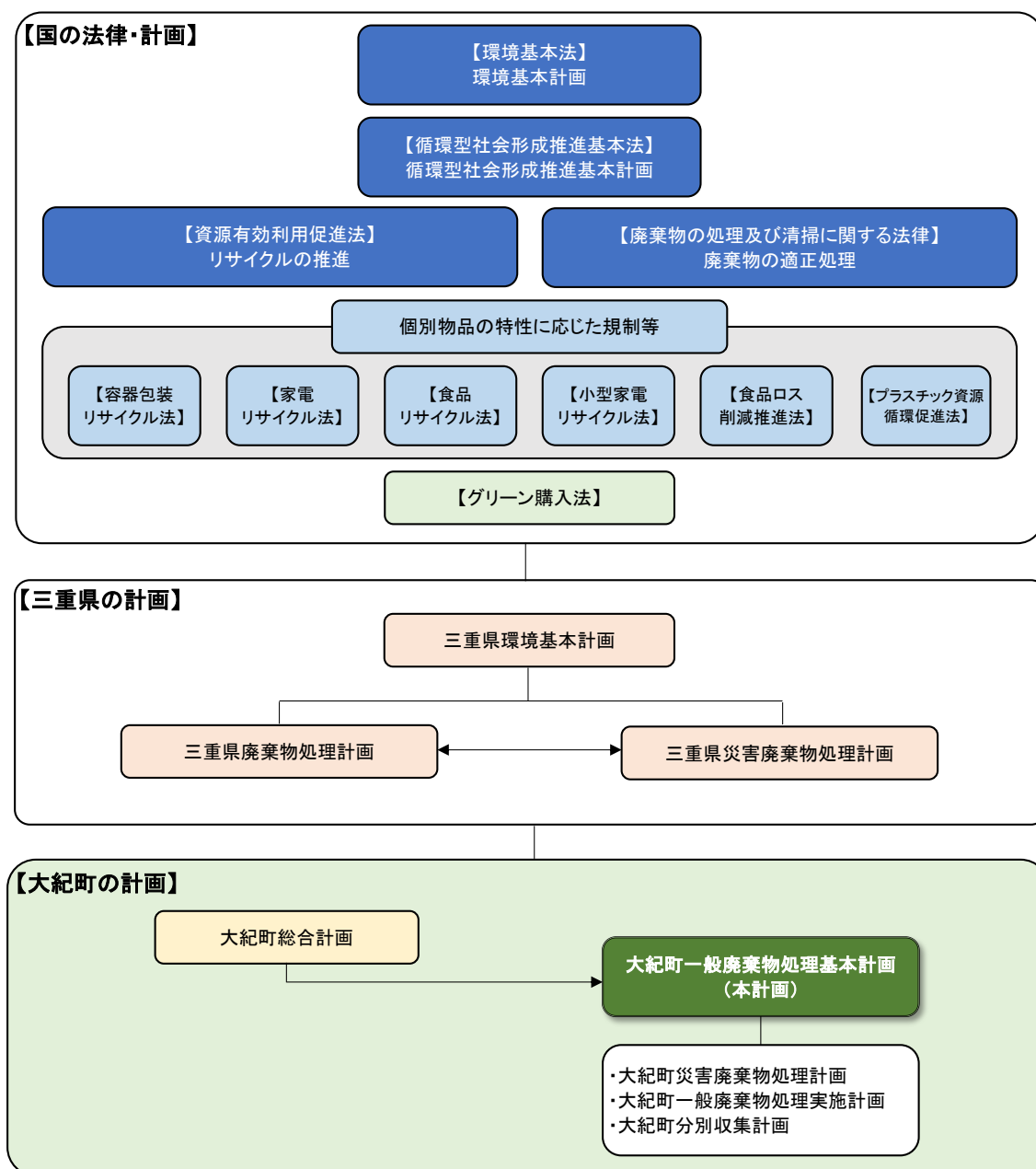


図 1-7-1 一般廃棄物処理計画と他の計画との関係

第2章 計画地域の概要

1 位置・沿革

本町は三重県の中南部に位置し、東部及び南部は紀伊山脈の分水嶺を境として東部は度会町、南部は南伊勢町、紀北町に接し、西部及び北部は大台町と隣接します。東西約24.8km、南北約26.3kmで総面積233.32km²のうち約91%を山林が占め、地形は全般に急峻で、町内を流れる一級河川の宮川、大内山川、藤川沿いに民家と耕地が散在する農山村部と僅かな土地に民家が集中する沿岸部から成る典型的な農山漁村地域で、農用地は約3.47%、宅地0.77%と狭小です。

比較的温暖な気候ですが、三重県内の他の地域と比べても降水量が多く、また、山間部と海岸部では地勢による違いがみられます。特に梅雨時期や、8・9・10月の台風シーズン、秋雨時期に多量の降水量があり、停滞前線等の影響を受けやすい地域といえます。

昭和55年の国勢調査時では、旧3町村合わせると14,144人あった人口も、毎年減少し、令和2年の同調査では7,815人まで減少し、約40年間で6,329人、約45%の減少に至っています。また、少子高齢化に伴う年少人口の減少と高齢人口の増加が、人口全体の減少と相まって、生産年齢人口も年々減少しており、次世代を担う人材の確保と育成が当町の施策として急務となっています。

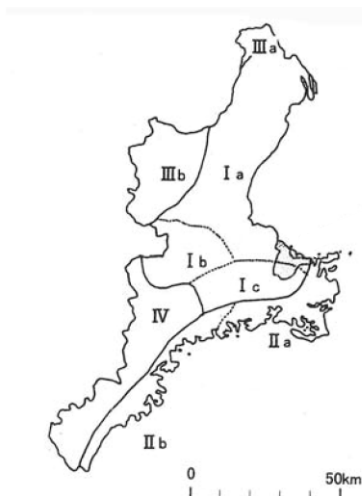


図2-1-1 位置図

2 自然環境

(1) 気象区分

三重県の気候は図 2-2-1 に示すとおり区分されており、本町の気候区域は I c 型及び II b 型、IV型に含まれます。山よりは東海型と南海型の漸移的な気候区の I c 型あるいは山岳的な特徴の濃い IV型に属し、海よりは温暖多雨型の II b 型となっています。いずれの気候区も降水量は多く、特にIV型では 4,000mm を超えるところもあります。



各気候区の特徴は以下のとおり

- I a…標準的な東海型の気候区。年平均気温14～15℃、年降水量1,800mm内外。
- I b…東海型の気候区であるが、内陸的な特性を持ち、寒暑の差がやや大きい。
- I c…東海型と南海型の漸移的な気候区。降水量が多くなり、年2,000mmを超える。
- II a…寒暑の差の少ない海洋的な気候区。南海型。年平均気温は16℃をこえる。年降水量は2,000～2,500mm。
- II b…II aよりさらに温暖多雨である。年平均気温16～17℃、年降水量は2,500mmをこえ、ところによっては3,000mm以上にもなる。
- III a…内陸的な気候でかつ冬の降水量が多い。年降水量も2,000mmをこえる。
- III b…内陸的な気候の典型。寒暑の差が大きく年降水量は1,500mm程度。
- IV …南海型の気候に似ているが、内陸的または山岳的な特性が濃い。山岳部は冬特に低温となる。年降水量は3,000mm以上で4,000mmをこえるところもある。

出典：三重県郷土資料叢書 第69集「三重県の地理」

図 2-2-1 気象区分

(2) 気象状況

本町最寄りの気象観測所である紀伊長島地域気象観測所の気象観測記録（表 2-2-1、表 2-2-2）によると、令和3年（2021年）の気温は、平均で 16.6℃と比較的温暖的な気候であり、降水量は年間で 3,304.5mm となっています。風向は、冬場に北寄りの風が卓越するほかは概ね東～南東寄りの風が卓越しており、本町の気候は海域から吹く風に強く影響されているといえます。

表 2-2-1 気象観測記録（2021年）

項目	気温(°C)			降水量(mm)		風速(m/S)		日照時間(h)
	平均	最高	最低	総量	1時間最大	平均	最多風向	
1月	6.4	20.1	-3.3	76.5	24.5	6.8	15.5	159.2
2月	8.7	22.6	-2.4	136.0	45.5	7.7	17.9	193.0
3月	12.5	24.1	3.0	406.5	44.5	8.8	21.0	188.6
4月	14.6	28.1	5.5	310.0	16.5	7.9	16.4	200.5
5月	18.3	28.9	7.6	280.0	15.0	5.6	15.8	150.7
6月	21.8	30.3	13.7	231.0	21.0	6.4	13.0	139.7
7月	25.8	35.4	20.5	348.0	24.5	6.1	11.6	201.0
8月	26.3	35.8	20.5	471.0	52.5	11.3	19.3	157.9
9月	23.4	32.7	17.5	679.5	96.0	8.1	14.5	87.7
10月	19.6	31.7	8.8	127.5	10.5	6.0	19.6	188.5
11月	13.3	24.5	0.5	121.0	24.0	9.8	20.2	197.8
12月	8.6	20.2	-1.4	117.5	23.0	9.2	17.9	205.3
年間平均	16.6	27.9	7.5	3,304.5	33.1	7.8	-	172.5
	準正常値							

出典 気象庁資料 紀伊長島観測所

表 2-2-2 気象観測記録（2012～2021年）

年	降水量(mm)			気温(°C)					風向・風速(m/s)					日照時間(h)	
	合計	日最大	1時間最大	平均			最高	最低	平均		最大風速		最大瞬間風速		
				日平均	日最高	日最低			風速	風速	風向	風速	風向		
2012	2,658.5	166.5	47.5	15.7	20.6	11.3	33.3	-4.5	1.7	13.1	東南東	29.8	東	1,880.0	
2013	1,881.0	127.5	68.0	16.2	21.3	11.4	37.0	-3.6	1.7	10.8	東南東	24.7	北西	2,222.8	
2014	2,667.5	187.5	56.5	15.7	20.7	11.2	34.9	-3.5	1.7	13.5	東	25.1	東南東	2,008.9	
2015	3,233.5	175.5	55.0	16.3	21.1	12.0	34.7	-1.8	1.6	12.0	東南東	24.6	南東	1,848.6	
2016	2,889.0	145.0	51.0	16.6	21.7	12.1	37.9	-4.2	1.5	12.8	東	24.7	東	1,921.9	
2017	2,584.0	338.5	57.5	15.8	20.9	11.0	36.5	-3.6	1.6	13.6	東	32.3	北	1,998.0	
2018	3,102.5	236.0	73.5	16.5	21.6	11.9	37.8	-4.5	1.7	20.7	東	37.5	東	2,138.5	
2019	3,211.0	328.5	58.0	16.7	21.7	12.1	34.4	-2.4	1.7	12.1	東	28.9	西北西	1,959.3	
2020	2,928.0	185.5	72.5	16.8	22.0	12.1	37.2	-2.6	1.5	9.9	東	21.1	東南東	1,999.4	
2021	3,304.5	193.0	96.0	16.6	21.8	12.1	35.8	-3.3	1.5	11.3	東	21.0	北北西	1,717.7	
	準正常値														

出典 気象庁資料 紀伊長島観測所

(3) 水象

1) 河川図

本町を流れる主要河川は、図2-2-2に示すとおり、県管理の一級河川宮川の支流である大内山川のほか、藤川、注連指川等が流れています。

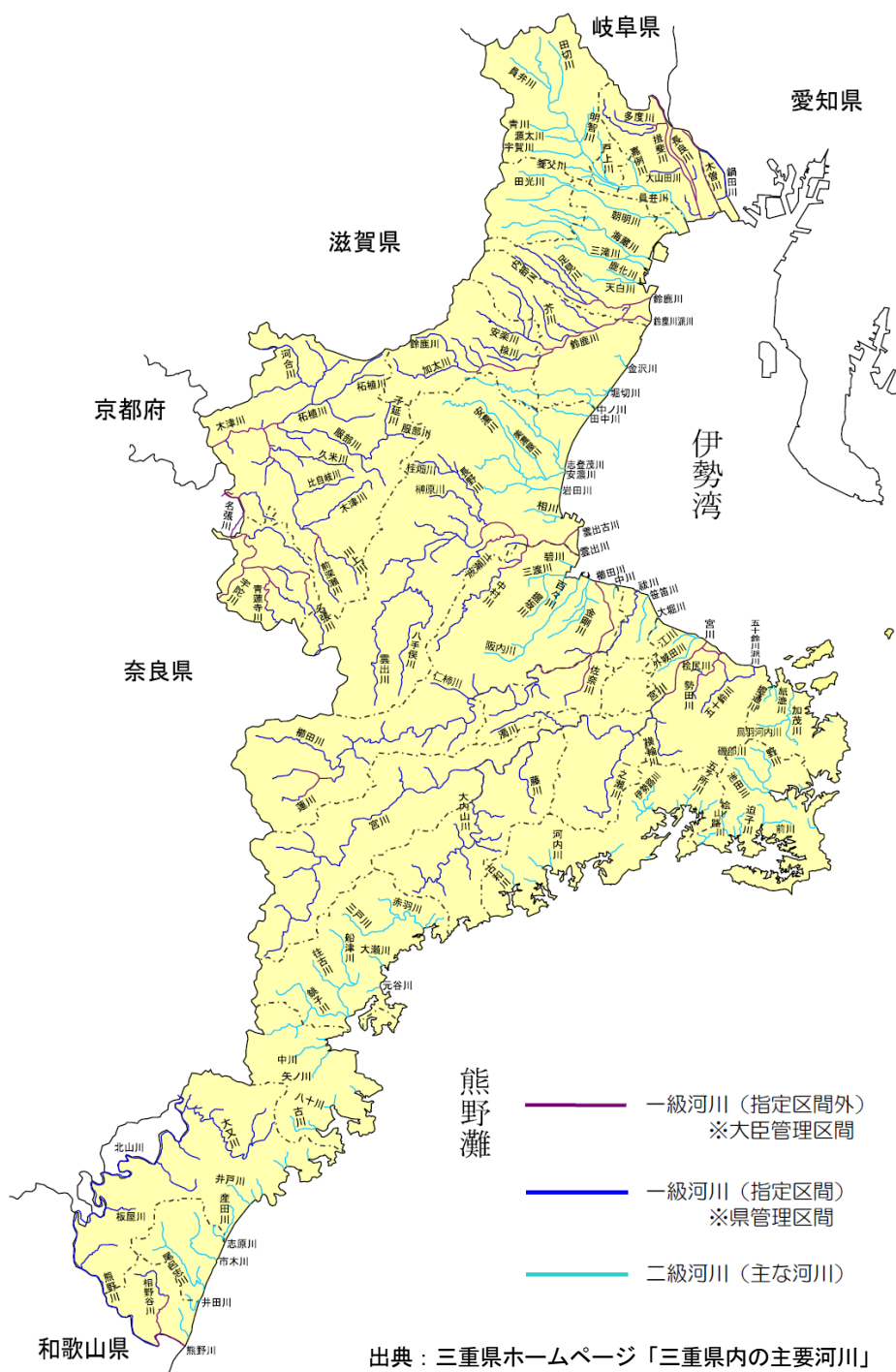


図2-2-2 本町の河川図

3 社会環境

(1) 人口・世帯数

本町の住民基本台帳による人口は、表2-3-1及び図2-3-1に示すとおり平成24年度から令和3年度までの10年間で2,149人、21.4%の減少となっています。また、世帯数は4,335戸から3,890戸と約10.3%減少しており、人口、世帯数ともに減少傾向にあります。

表2-3-1 人口・世帯数の推移

年度	人 口 (人)			世帯数 (世帯)	世帯当たり人数 (人/世帯)
	男	女	計		
平成24年度	4,718	5,306	10,024	4,335	2.3
平成25年度	4,601	5,184	9,785	4,305	2.3
平成26年度	4,517	5,054	9,571	4,274	2.2
平成27年度	4,434	4,909	9,343	4,252	2.2
平成28年度	4,321	4,798	9,119	4,201	2.2
平成29年度	4,184	4,655	8,839	4,142	2.1
平成30年度	4,069	4,546	8,615	4,076	2.1
令和元年度	3,947	4,397	8,344	4,000	2.1
令和2年度	3,847	4,274	8,121	3,957	2.1
令和3年度	3,764	4,111	7,875	3,890	2.0

(注) 住民基本台帳人口 各年1月1日 現在
出典：三重県ホームページ

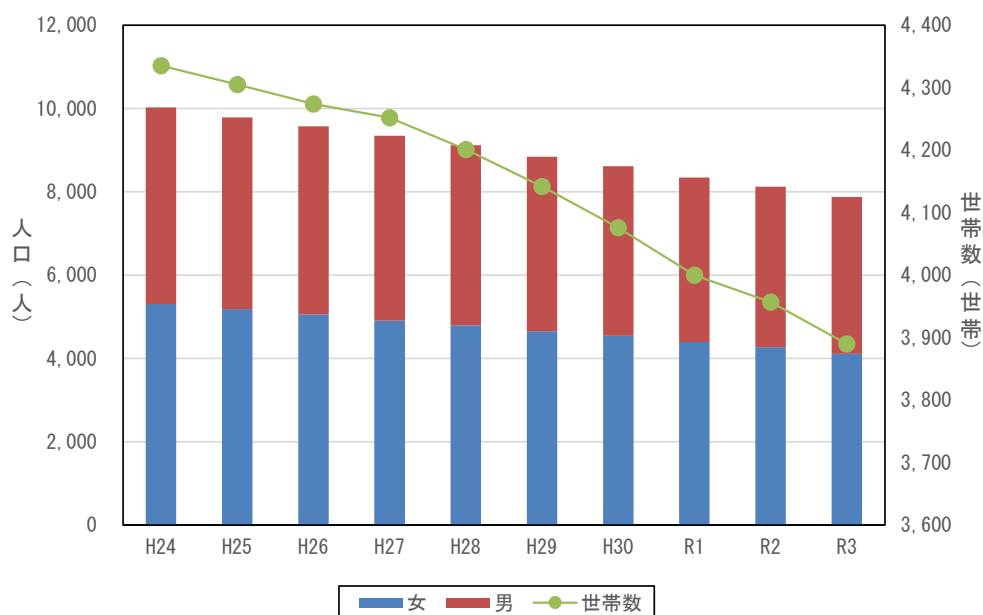


図2-3-1 人口・世帯数の推移

(2) 産業の状況

1) 産業の状況

産業別就業人口の推移は表 2-3-2 及び図 2-3-2 に示すとおりです。

本町における産業別就業人口は減少傾向にあり、特に第 1 次産業と第 2 次産業の減少幅が大きくなっています。

表 2-3-2 産業別就業人口の推移

(単位：人)

項目	H7. 10. 1	H12. 10. 1	H17. 10. 1	H22. 10. 1	H27. 10. 1
第一次産業	877	670	599	420	429
第二次産業	2,421	2,099	1,687	1,373	1,191
第三次産業	2,663	2,673	2,703	2,486	2,386

(注) 各年10月1日現在
出典：総務省統計局「国勢調査報告」

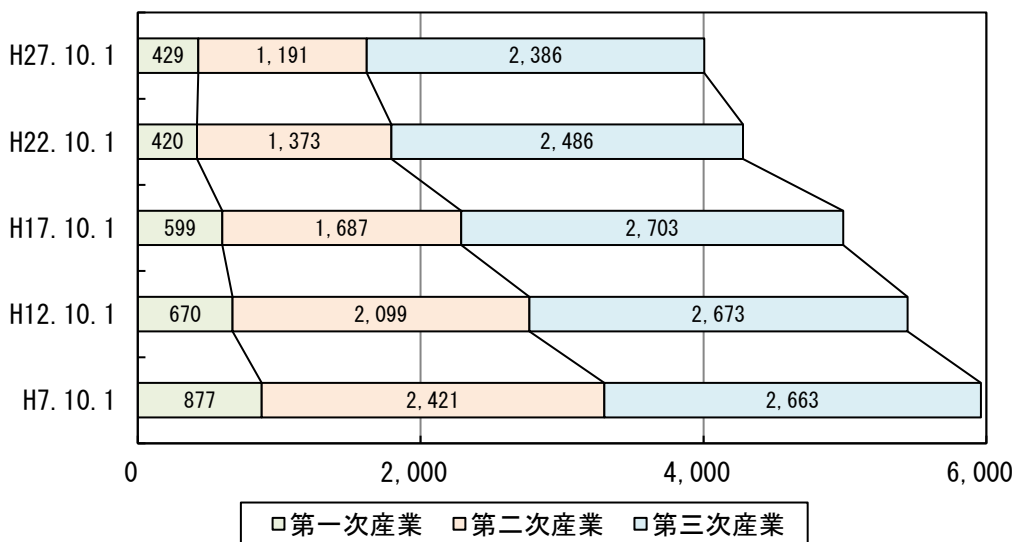


図 2-3-2 産業別就業人口の推移

2) 事業所数

令和3年における事業所数と従業者数及びその割合は、表2-3-3及び図2-3-3に示すとおりであり、事業所数では、卸売業・小売業、建設業、サービス業の順で割合が高く、従業者数では、医療・福祉、製造業、卸売業・小売業の順で割合が高くなっています。

表2-3-3 産業別事業所数と従業者数

項目	事業所	従業者	
総数	459	2,893	
農林漁業	12	96	
非農林水産業	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0
	建設業	62	347
	製造業	44	623
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	3
	情報通信業	-	-
	運輸業・郵便業	10	70
	卸売業・小売業	118	432
	金融業・保険業	1	2
	不動産業・物品賃貸業	9	18
	学術研究・専門・技術サービス業	11	18
	宿泊業・飲食サービス業	38	110
	生活関連サービス業・娯楽業	40	60
	教育・学習支援業	14	165
	医療・福祉	39	738
	複合サービス事業	11	52
サービス業(他に分類されないもの)	49	159	

出典：総務省統計局「令和3年経済センサス活動調査」

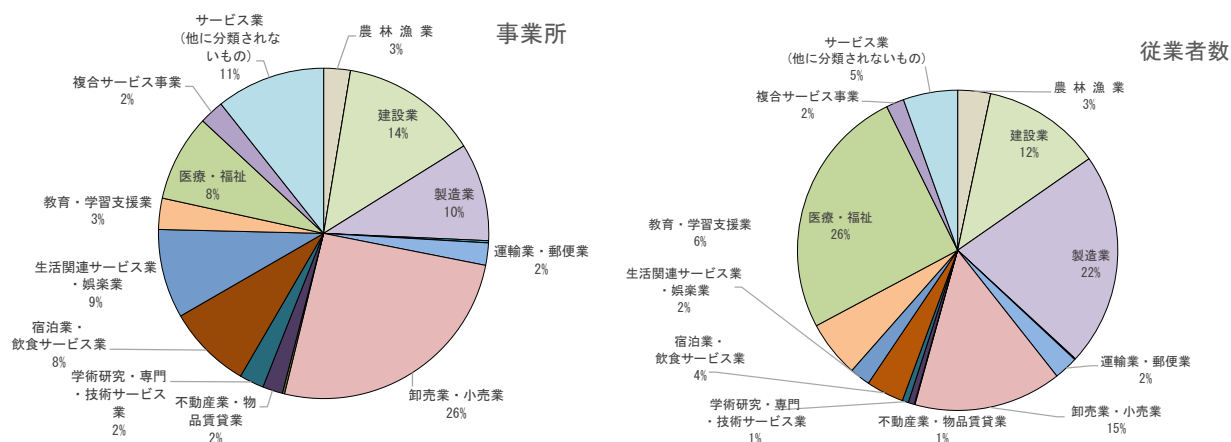


図2-3-3 産業別事業所数割合と従業者数割合

3) 農業

① 耕地面積

経営耕地面積の推移は、表 2-3-4 及び図 2-3-4 に示すとおりです。

本町における耕地面積は年々減少傾向にあり、特に全耕地面積（総数）の約 8 割程度を占める田の減少が顕著です。

表 2-3-4 経営耕地面積の推移

(単位 : ha)

区分	H22. 2. 1	H27. 2. 1	R2. 2. 1
田	226	244	190
畑	14	21	18
樹園地	14	5	8
総数	254	271	216

出典 : 農林業センサス

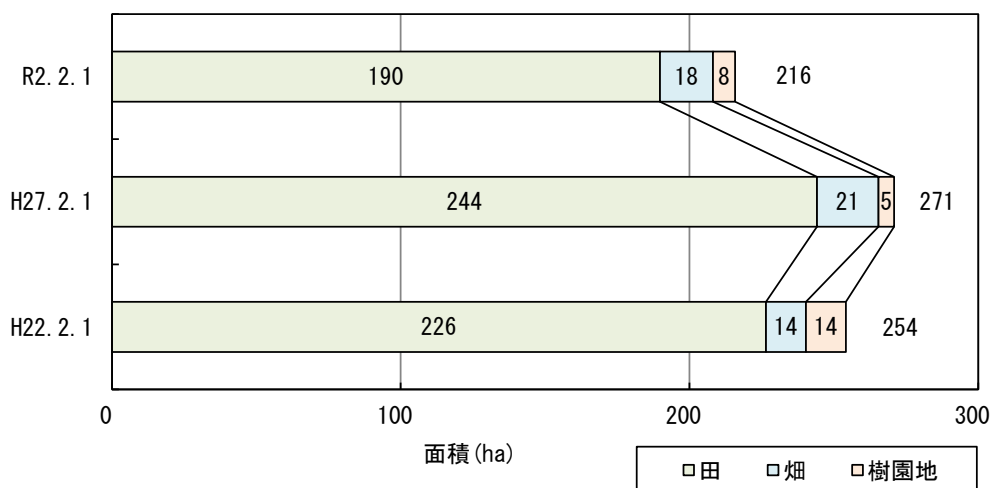


図 2-3-4 経営耕地面積の推移

② 農家数

農家数の推移は、表 2-3-5 及び図 2-3-5 に示すとおりです。

農家数についても減少傾向であり、特に専業農家の減少が顕著です。

表 2-3-5 専業・兼業別農家数の推移

(単位：戸)

区分	H22. 2. 1	H27. 2. 1	R2. 2. 1
専業農家	90	78	15
第 1 種兼業農家	23	17	17
第 2 種兼業農家	186	151	159
総数	299	246	191

出典：農林業センサス

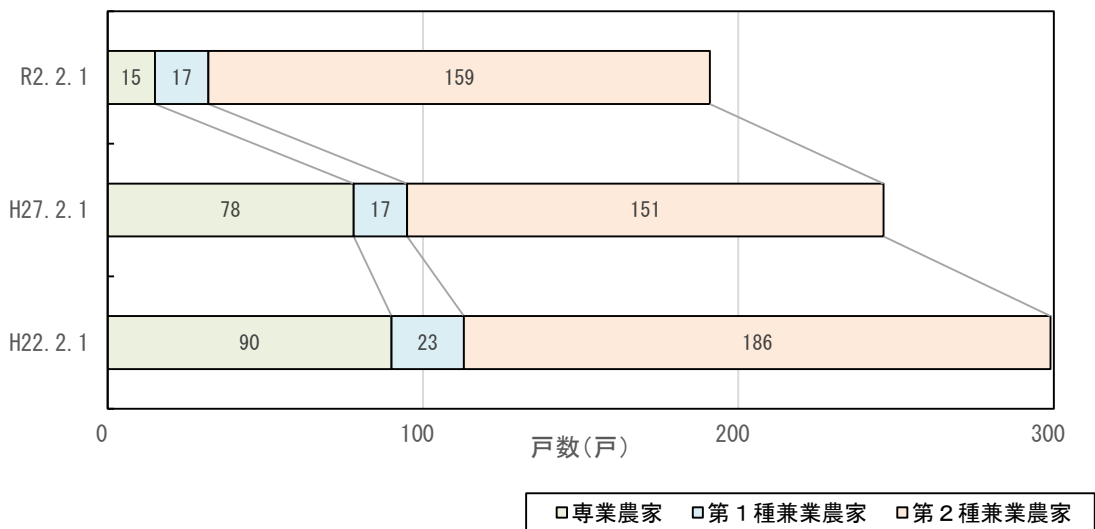


図 2-3-5 専業・兼業別農家数の推移

4) 林業

林野面積及び所有形態の状況は表 2-3-6 及び図 2-3-6 に示すとおりです。

本町における林野面積は総面積の約 91%を占めており、その所有形態をみると国有林約 656ha (3.1%)、町等が所有する公有林約 6,421ha (30.5%)、私有林 13,986ha (66.4%) となっています。

表 2-3-6 林野面積及び所有形態の状況

(単位:ha)

年	総林野面積	国有林	民有林		
			独立行政法人等	公有林	私有林
H22.2.1	21,162	726	1,702	4,514	14,220
H27.2.1	21,090	656	1,727	4,489	14,218
R2.2.1	21,063	656	1,648	4,773	13,986

出典：農林業センサス

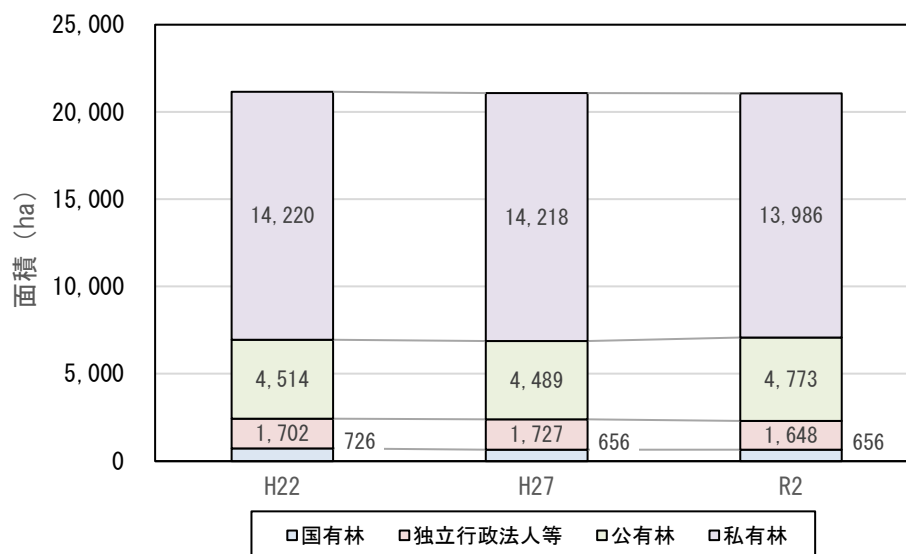


図 2-3-6 林野面積及び所有形態の状況

5) 商業

事業所数、従業者数及び年間商品販売額は表 2-3-7 に示すとおりです。

総数で見ると年間商品販売額は増減があるものの概ね横ばい傾向ですが、事業所数及び従業者数は減少傾向にあります。特に小売業の従業者数の減少傾向が顕著です。また、平成 28 年における中分類別の事業所数と従業者の割合は、図 2-3-7 と図 2-3-8 に示すとおりであり、事業所数、従業者数ともに飲食品小売業、その他小売業の割合が高くなっています。

表 2-3-7 事業所数・従業者数・年間商品販売額

項目		単位	H14	H16	H19	H23	H28
総数	事業所数	所	215	189	180	126	121
	従業者数	人	704	637	601	400	432
	年間商品販売額	百万円	7,551	6,383	7,713	7,614	6,510
卸売業	事業所数	所	17	12	17	15	14
	従業者数	人	67	54	99	56	50
	年間商品販売額	百万円	1,340	847	1,426	2,374	1,701
小売業	事業所数	所	198	177	163	111	107
	従業者数	人	637	583	502	344	382
	年間商品販売額	百万円	6,211	5,536	6,287	5,240	4,809

出典：総務省統計局「経済センサス-活動調査」

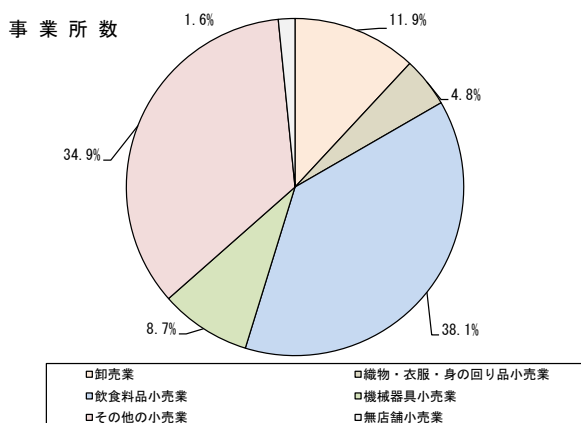


図 2-3-7 中分類別事業所数割合
(平成 28 年)

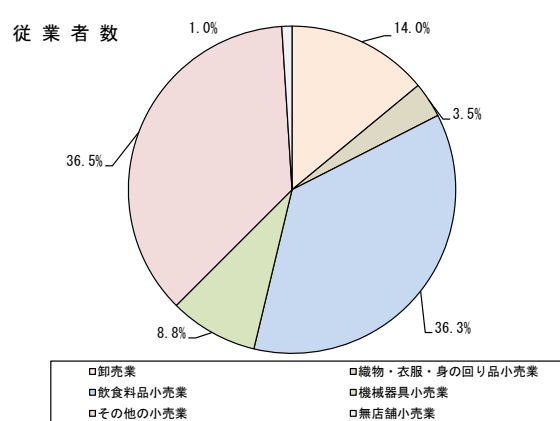


図 2-3-8 中分類別従業者数割合
(平成 28 年)

6) 工業

事業所数、従業者数及び製造品出荷額は、表 2-3-8 に示すとおりです。

事業所数及び従業者数は減少傾向にあります。製造品出荷額は、増加傾向にありましたが令和 2 年に減少に転じています。令和 2 年は事業所数 18、従業者数 540 人、製造品出荷額 10,642 百万円となっています。

また、令和 2 年における中分類別の事業所数と従業者数の割合は、図 2-3-9 と図 2-3-10 に示すとおりであり、事業者数は、電子部品・デバイス・電子回路製造業、金属製品製造業の割合が高く、従業者数は、電子、食料品製造業の割合が高くなっています。

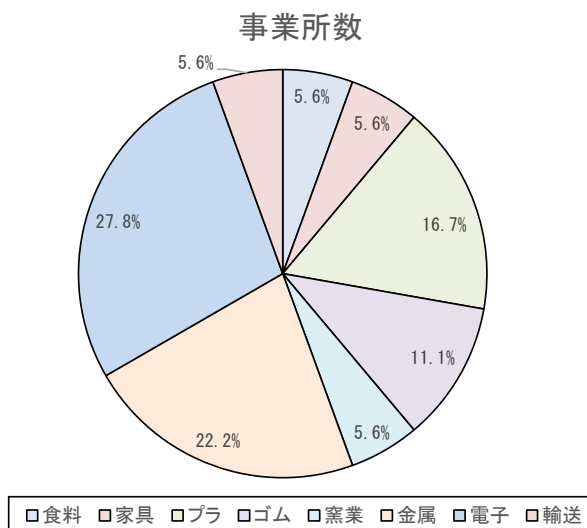
表 2-3-8 事業所数・従業者数・製造品出荷額

項目	単位	H28	H29	H30	R1	R2
事業所数	所	22	21	18	18	18
従業者数	人	621	592	549	549	540
製造品出荷額	百万円	10,551	10,372	10,943	11,559	10,642

出典：三重の工業 三重県戦略企画部統計課

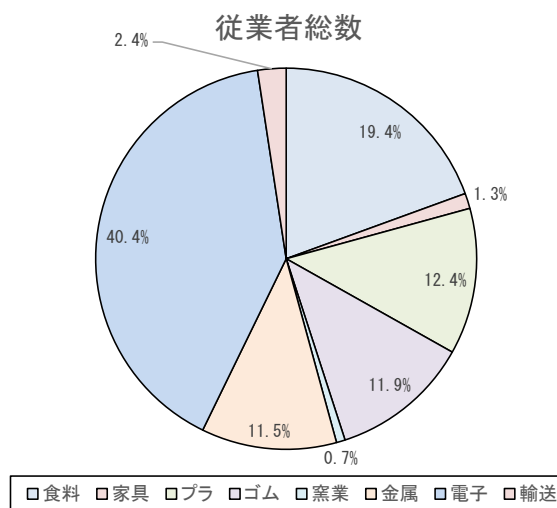
注 1：事業所数及び従業者数については、それぞれの年次における 6 月 1 日現在の数値

2：製造品出荷額等及び付加価値額については、それぞれの年次における 1～12 月の 1 年間の数値。



出典：三重の工業 (三重県戦略企画部統計課)

図 2-3-9 中分類別事業所数割合 (令和 2 年)



出典：三重の工業 (三重県戦略企画部統計課)

図 2-3-10 中分類別従業者数割合 (令和 2 年)

(3) 土地利用

地目別の土地利用の状況は表 2-3-9 及び図 2-3-11 に示すとおりです。

本町は東西約 24.8km、南北約 26.3km、令和 4 年 10 月 1 日現在の総面積は 233.32km² であり、図 2-3-11 に示すとおり民有地では山林が約 81.5%を占め、田畑等の農用地や宅地は少ない状況にあります。

表 2-3-9 土地利用状況

(単位 : m²)

項目		面積
総面積		233,320,000
民有地	総数	63,999,610
	田	5,454,689
	畑	2,193,449
	宅地	2,026,341
	鉱泉地	49
	池沼	8,948
	山林	52,167,936
	牧場	0
	原野	799,290
	雑種地	1,348,908

(令和 3 年 1 月 1 日現在)

出典 : 国土交通省国土地理院、地域連携部市町行財政課

注 : 総面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」(令和 4 年10日時点)の数値

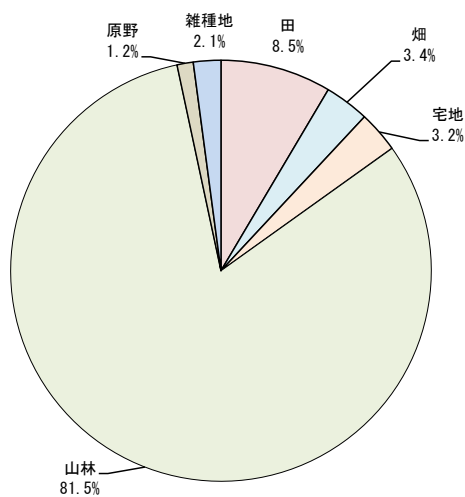
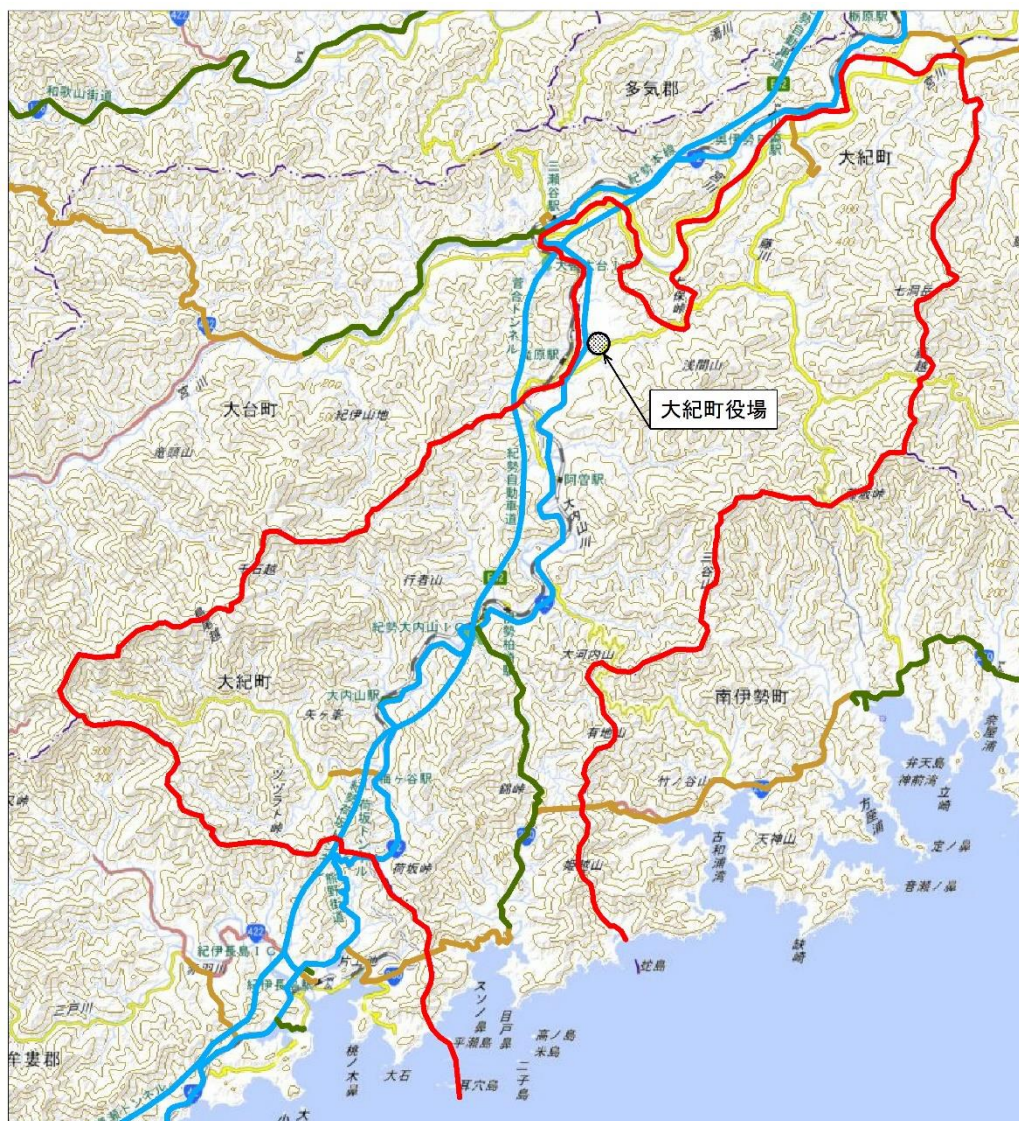


図 2-3-11 民有地の地目別割合

(4) 交通

本町の主な交通網は、図 2-3-12 に示すとおり町域の中央付近を国道 42 号が縦断している他、鉄道網には J R 紀勢本線が中央付近を南北に縦断しています。

この他に国道 260 号や、主要地方道伊勢大宮線、南島大宮大台線、南島紀勢線等も主要な交通網としてあげられるほか、平成 18 年 3 月に、西側町境に沿って高規格道路である紀勢自動車道が開通しています。なお、紀勢自動車道のうち大宮大台 I C ~ 紀勢大内山 I C 区間については平成 21 年 2 月に、紀勢大内山 I C ~ 紀勢長島 I C 区間については、平成 25 年 3 月に開通しています。



出典：道路防災情報 web マップ（国土交通省）

図 2-3-12 主な交通網

(5) 水道施設の状況

本町及び周辺町の水道普及状況を表2-3-10及び図2-3-13に示します。

本町の水道普及状況は、100%となっています。

表2-3-10 水道普及状況

町名	行政区域内総人口 (人)	上水道			簡易水道			合計			普及率 (%)
		箇所数 (カ所)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	箇所数 (カ所)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	箇所数 (カ所)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	
		大紀町	1	8,834	8,035	0	0	0	1	8,834	
南伊勢町	1	13,200	11,860	0	0	0	1	13,200	11,860	99.9	
度会町	1	8,018	7,937	0	0	0	1	8,018	7,937	99.9	
多気町	2	14,400	13,981	0	0	0	2	14,400	13,981	98.2	
大台町	1	9,580	8,806	0	0	0	1	9,580	8,806	99.0	
紀北町	1	16,800	15,136	0	0	0	1	16,800	15,136	99.9	

出典：令和2年度（令和3年度3月31日現在） 三重県の水道概況 三重県環境生活部大気・水環境課

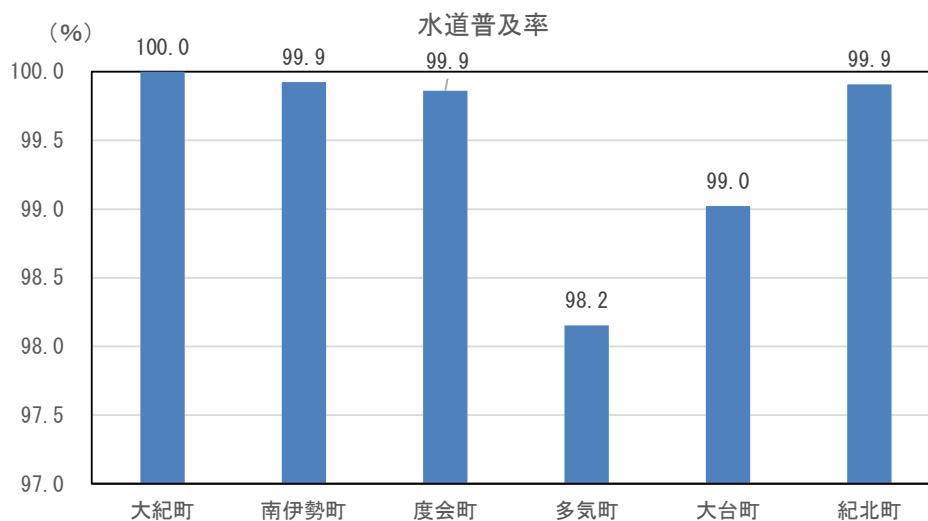


図2-3-13 水道普及率

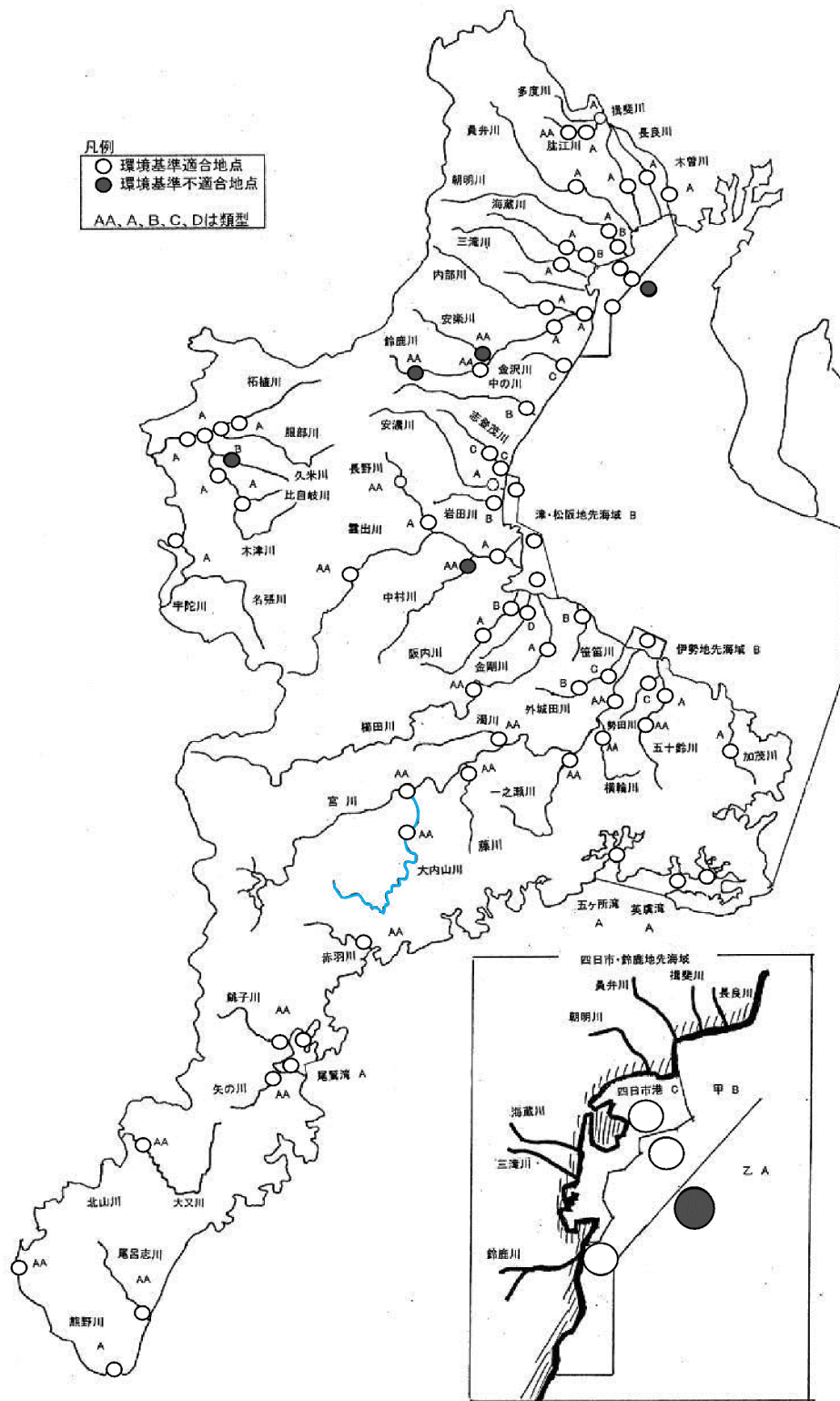
4 地域の環境

(1) 水質

1) 公共用水域環境基準の指定状況

水質汚濁に係る環境基準のうち生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに定められています。これらのうち河川に係る環境基準は表 2-4-1 に示すとおりです。本町を流れる主な河川である大内山川（宮川の支流）には環境基準の指定はなされていませんが、大内山川が宮川と合流する大台町の船木橋上流については、AA類型に指定されています。（図 2-4-1）

また、海域に係る環境基準は表 2-4-2 に示すとおりですが、三重県下では伊勢湾、英虞湾、尾鷲湾等の一部海域で指定されるのみであり、本町周辺海域では、これら環境基準の指定はなされていません。



出典：三重県ホームページ「令和3年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」

図2-4-1 類型指定状況

表 2-4-1 河川の水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2 mg/L 以上	-

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：三重県ホームページ「令和 3 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」

海域

表 2-4-2 海域の水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水自然環境保全及 び B 以下の欄に 掲げるものの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されないこ と。
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-	検出されないこ と。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-	-

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全 及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産 1 種 水浴 及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産 2 種 及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

出典：三重県ホームページ「令和 3 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」

2) 水質の状況

令和4年度に本町が実施した水質検査結果を表2-4-3に示します。

調査地点は、いずれも類型指定されていないため、参考値を設定し、水質の状況を確認しています。

河川では生活化学的酸素要求量（BOD）2箇所、大腸菌群数で5箇所、参考値（AA類型）を超過していますが、A類型の基準値は満足しています。

海域では、化学的酸素要求量（COD）3箇所参考値（A類型）を超過していますが、B類型の基準値は満足しています。

表2-4-3 水質調査結果（河川・海域）

河川

番号	項目	柏野	栃ケ久保	高尾	笠木	田垣外	羽下	参考値
1	水素イオン濃度	7.6	7.8	7.8	7.8	7.9	8.2	6.5以上 8.5以下
2	生物化学的酸素要求量	1.4	1.2	1.0	0.7	0.9	0.6	1mg/L 以下
3	浮遊物質	<1	<1	<1	<1	<1	<1	25mg/L 以下
4	溶存酸素量	12	12	12	13	13	13	7.5mg/L 以上
5	大腸菌数	27	2	20	1	40	5	20CFU/100mL 以下

番号	項目	不動野橋	大内山宮前橋	車瀬橋	川口前橋	栃古橋	尾合橋	参考値
1	水素イオン濃度	7.9	7.9	8.0	7.7	7.7	7.7	6.5以上 8.5以下
2	生物化学的酸素要求量	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1mg/L 以下
3	浮遊物質	<1	<1	<1	<1	<1	<1	25mg/L 以下
4	溶存酸素量	13	12	13	12	12	13	7.5mg/L 以上
5	大腸菌数	1	2	4	1	0	12	20CFU/100mL 以下

番号	項目	永会滝原橋	久保橋	滝原滝原橋	小川橋	参考値
1	水素イオン濃度	7.7	8.0	7.8	7.4	6.5以上 8.5以下
2	生物化学的酸素要求量	0.5	<0.5	<0.5	0.7	1mg/L 以下
3	浮遊物質	<1	<1	<1	<1	25mg/L 以下
4	溶存酸素量	13	13	12	12	7.5mg/L 以上
5	大腸菌数	44	15	88	22	20CFU/100mL 以下

海域

番号	項目	第2魚市場	福羅川河口	浅ヶ谷河口	名古屋洲	参考値
1	水素イオン濃度	8.0	8.0	7.9	8.1	7.8以上 8.3以下
2	浮遊物質	<1	<1	<1	<1	-
3	溶存酸素量	8.4	8.8	10	9.8	7.5mg/L 以上
4	大腸菌数	3	15	11	68	300CFU/100mL 以下
5	化学的酸素要求量	1.6	3.2	2.9	2.2	2mg/L 以下
6	n-ヘキサン抽出物質	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
7	全窒素	0.16	0.15	0.20	0.31	0.2mg/L 以下
8	全燐	0.023	0.021	0.022	0.057	0.02mg/L 以下

注：参考値：生活環境の保全に関する環境基準値（河川：AA類型、海域（ア）A類型・（イ）I類型）

参考値を超過した項目

出典：大紀町資料

第II部 ごみ処理基本計画編

第1章 ごみ処理の実態

1 ごみ処理・処分の概要

本町における一般廃棄物の処理・処分は、表 1-1-1 に示すとおり昭和 39 年以降、本町（旧紀勢町、旧大宮町、旧大内山村）並びに多気郡大台町（旧大台町、旧宮川村）で構成する大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合（現在は奥伊勢広域行政組合、以下「組合」と言います。）で行っていました。ただし、錦地区の不燃ごみ等の処分については、名古屋投棄場で行っていました。可燃ごみは、昭和 45 年から大台町弥起井地内の弥起井ごみ処理施設、昭和 48 年より本町滝原地内の滝原ごみ処理施設内焼却施設の両施設に搬入し処理を行っていました。なお、錦地区については、昭和 47 年に建設した施設を昭和 62 年に廃止し、昭和 63 年より新たに設置した錦クリーンセンターで処理していました。

不燃ごみについては、滝原ごみ処理施設内不燃物処理施設で金属類とガラス類を処理・処分していましたが、粗大ごみについては本町単独で委託処分を行っていました。

以上のように、粗大ごみ以外は組合において広域処理されてきたところですが、近隣の香肌峡環境美化共同組合とのごみ処理施設の集約化を図り、より一層の効率的かつ適正なごみ処理を行うことを目的とし、平成 8 年 8 月にごみ処理施設管理運営に関する業務を広域的に共同処理するための組合設立に向けた準備組織として、香肌奥伊勢環境美化共同組合準備委員会を設立し、同年 9 月には同委員会を解散し、一般廃棄物処理業務を行っていくため香肌奥伊勢資源化広域連合（以下、「広域連合」と言います。）を設立しました。その後、広域連合においてごみ処理施設の整備計画を推進し、平成 13 年 4 月にごみ固形燃料(RDF)化施設及びリサイクルプラザを併設する香肌奥伊勢資源化プラザが供用を開始し、平成 18 年 4 月には最終処分場として香肌奥伊勢エコ・ランドが供用を開始しました。

令和元年 7 月にごみ固形燃料(RDF)化施設の稼働を停止し、8 月より積替施設として使用しています。また、8 月からはプラスチック類の分別回収を開始しています。現在稼働中の施設の位置については、図 1-1-1 に示すとおりです。

表 1-1-1 ごみ処理・処分の沿革

時期	経緯
明治 33年 4月	「汚物掃除法」制定される(ごみの清掃は市町村の義務となる)
5月	「汚物清掃規定」が定められる
昭和 5年 5月	「汚物清掃法」の一部改正(し尿収集、処分は市町村の義務となる)
29年 4月	「清掃法」制定(汚物除去法廃止)
39年 7月	大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合設立
45年 8月	弥起井ごみ処理施設(可燃物処理施設:10t/8h)稼働開始
9月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行
48年 4月	滝原ごみ処理施設(可燃物処理施設:10t/8h、不燃物処理施設:圧縮能力8t/i8h・破碎能力6t/8h)稼働開始
58年 4月	大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合 「し尿処理施設条例」施行 「ごみ処理施設条例」施行
63年 3月	錦クリーンセンター(可燃物処理施設:6t/8h)稼働開始
平成 2年 12月	「ダイオキシン類等発生防止等ガイドライン(旧ガイドライン)」策定
3年 10月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正される
5年 4月	びん・缶分別収集開始(大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合)
8年 3月	「一般廃棄物処理基本計画策定」(旧大宮町・旧紀勢町・旧大内山村)
8月	大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合と香肌峡環境美化共同組合の8ヶ町村が香肌奥伊勢環境美化共同組合準備委員会を設立
9年 1月	「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン(新ガイドライン)」策定
4月	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)」施行
12月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する法律」施行
10年 8月	「一般廃棄物(ごみ編)処理に係る基本計画策定」(香肌奥伊勢環境美化共同組合準備委員会を設立)
9月	ごみ処理施設の設置管理を目的として香肌奥伊勢資源化広域連合を設立
13年 1月	「循環型社会形成推進基本法」施行
4月	香肌奥伊勢資源化広域連合、香肌奥伊勢資源化プラザ(ごみ固形燃料(RDF)化施設及びリサイクルプラザ)を供用開始 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」施行 「グリーン購入法」施行
18年 2月	香肌奥伊勢資源化広域連合、香肌奥伊勢エコ・ランド(最終処分場)を竣工
18年 4月	香肌奥伊勢資源化広域連合、香肌奥伊勢エコ・ランド(最終処分場)を併用開始
21年 6月	バイオマス活用推進基本法 施行
23年 11月	紀伊半島豪雨 大紀町被害
24年 8月	使用済小型電子機器等の再生資源化の促進に関する法律 施行
令和 元年 7月	香肌奥伊勢資源化広域連合、香肌奥伊勢資源化プラザ(ごみ固形燃料(RDF)化施設及びリサイクルプラザ)を稼働停止
元年 8月	香肌奥伊勢資源化広域連合、香肌奥伊勢資源化プラザ(ごみ固形燃料(RDF)化施設及びリサイクルプラザ)を積替施設に変更
元年 8月	プラスチック類の分別収集を開始



出典：道路防災情報 web マップ（国土交通省）

図 1-1-1 施設位置図

2 ごみの分別及び処理体系

(1) ごみの分別体系

本町では、排出されるごみを表 1-2-1 に示すとおり、可燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみに分別して搬入するよう定めています。

また、家電リサイクル法対象 6 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）や建設廃材、医療廃棄物等の適正処理が困難なものについては、購入した販売店への相談を指導しています。

表 1-2-1 分別搬入ごみの内訳（令和 4 年度現在）

区分	ごみの種類		排出容器	備考
可燃ごみ (燃えるごみ)	紙類、布類、プラスチック類（資源ごみ除く）、単製品、生ごみ、草木 等		燃えるごみの指定袋 (紫色)	-
資源ごみ	プラスチック類	トレイ、容器、お菓子の袋・レトルトパック等、キャップ・ラベル、チューブ類、発泡スチロール	資源ごみの指定袋(緑色) (ペットボトル・プラ類も使用可能)	「プラ」マークが付いているもの
	ペットボトル	飲食用		「PET」マークが入ったボトル
	缶類	飲料、缶づめ、菓子缶、オイル缶、塗料缶	資源ごみの指定袋(緑色)	一斗缶より小さい缶
	ビン類	飲料、食品、飲菓		飲食用に限る
不燃類	金属類、小型家電、ガラス類、陶器類、飲食以外のビン、割れたビン、電球 等	-		
有害ごみ	電池、蛍光管、水銀式体温計、水銀式血圧計、スプレー缶、ライター、点火棒 等		指定なし	-
粗大ごみ	木製家具類、大型プラスチック類、大型金属類、自転車、大型家電、照明器具			分解しない
	ソファ類、スプリングマットレス、布団、畳			濡らさないように持ち込む
	段ボール、雑誌、新聞紙		古紙は、指定ごみ袋に入れずに持ち込まれた場合、粗大ごみとなる。	
【処理できないごみ】 建築廃材、指定家電、車やオートバイのタイヤ、バッテリー、エンジン付きの器具、廃油、ピアノ、注射器、火薬、消火器等のボンベ類、土砂、動物の死骸、事業所から出る粗大ごみ、産業廃棄物に該当するもの 等				

出典：香肌奥伊勢資源化広域連合HP

(2) ごみの処理体系

本町のごみ処理体系は表 1-2-2 と図 1-2-1 に示すとおりであり、粗大ごみを除き収集あるいは直接搬入としています。また、中間処理は可燃ごみのみ広域連合に搬入後、民間施設で焼却処理を行い、それ以外のごみ種は、広域連合で処理しています。

表 1-2-2 ごみ処理体系

区分	収集運搬		収集回数		中間処理	最終処分
	生活系	事業系	生活系	事業系		
可燃ごみ	委託	許可	2回/週	不定期	民間委託	民間委託
資源ごみ	プラスチック類 ^注	委託	許可	1回/週	広域連合	広域連合
	ペットボトル	委託	許可	1回/月	広域連合	広域連合
	缶類	委託	許可	1回/月	広域連合	広域連合
	ガラス類	委託	許可	1回/月	広域連合	広域連合
	ビン類	委託	許可	1回/月	広域連合	広域連合
有害ごみ	委託	許可	1回/月	不定期	広域連合	広域連合
不燃ごみ	委託	許可	1回/月	不定期	広域連合	広域連合
粗大ごみ	直接搬入				広域連合	広域連合

注) 生活系の収集回数は、令和5年7月より変更予定

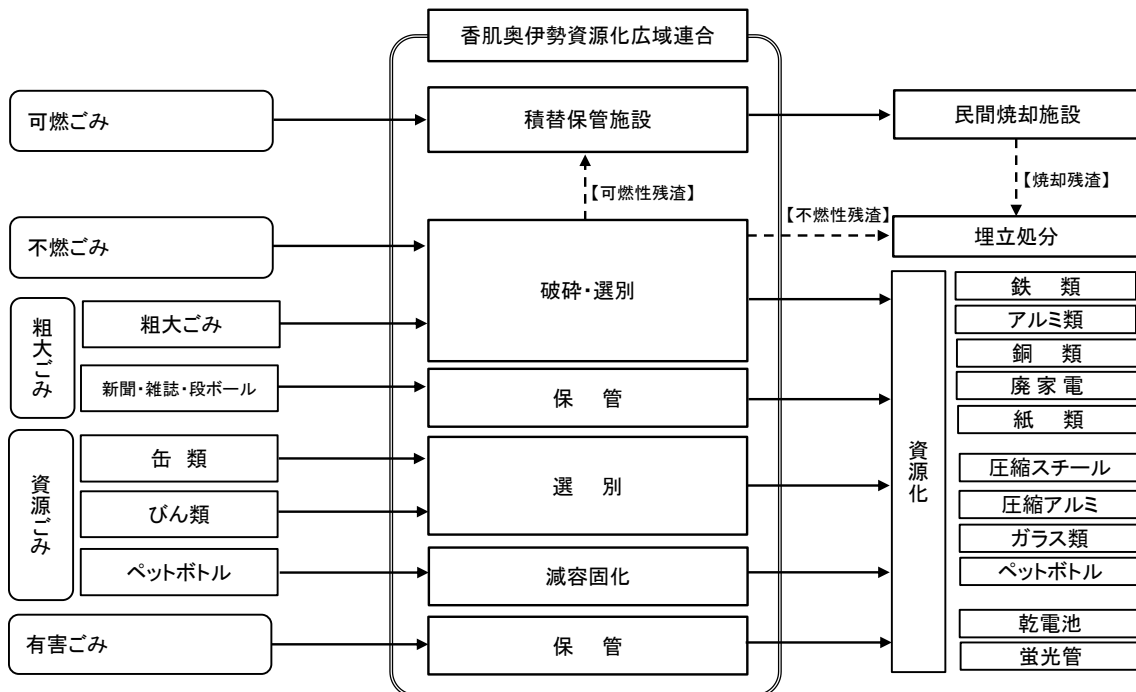


図 1-2-1 ごみ処理フロー

3 ごみ排出量及びごみ質の状況

(1) 排出形態別ごみ総排出量の状況

ごみ総排出量（排出形態別）の推移は、表 1-3-1 及び図 1-3-1 に示すとおりです。令和 3 年度のごみ総排出量の内訳は、生活系ごみが 79.4%、事業系ごみが 17.9%、集団回収 2.7%の構成となっています。生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収ともに概ね減少傾向にあります。

表 1-3-1 排出形態別ごみ総排出量の推移

単位:t/年 資源化率%

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
生活系ごみ	2,458	2,339	2,322	2,289	2,222	2,171	2,193	2,097	1,983	1,882
事業系ごみ	419	455	449	458	475	450	469	462	451	424
ごみ排出量 ^{注1}	2,877	2,794	2,771	2,747	2,697	2,621	2,662	2,559	2,434	2,306
集団回収	104	111	97	95	95	72	71	40	45	63
ごみ総排出量 ^{注2}	2,981	2,905	2,868	2,842	2,792	2,693	2,733	2,599	2,479	2,369
資源化率① ^{注3}	61.5	63.0	61.7	61.4	59.6	59.7	61.9	27.3	10.0	10.6
資源化率② ^{注4}	10.1	10.5	10.3	9.7	9.4	8.9	9.7	7.2	10.0	10.6

注1:ごみ排出量=生活系ごみ+事業系ごみ

注2:ごみ総排出量=生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収

注3:資源化率① 固形燃料を含む資源化率(令和2年度以降は資源化率②と同値)

注4:資源化率② 固形燃料を含まない資源化率

出典:一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

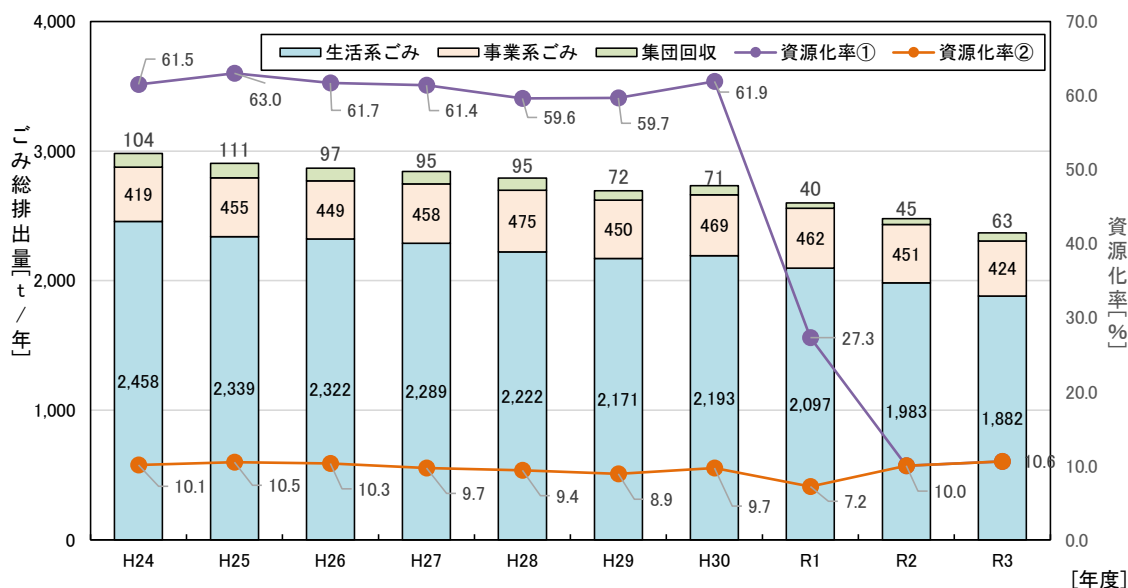


図 1-3-1 排出形態別ごみ総排出量の推移

(2) 生活系ごみ排出量の推移

生活系ごみは、委託により収集されるごみ（収集ごみ）と、住民が自らごみ処理施設へ搬入するごみ（直接搬入ごみ）に区分されます。表 1-3-2 と図 1-3-2 に示すとおり、令和 3 年度実績で 93.7%が収集ごみとなっています。

表 1-3-2 生活系ごみ排出量の推移

[年度]	単位:t/年									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
収集	2,322	2,205	2,184	2,140	2,085	2,003	1,982	1,886	1,827	1,764
直接搬入	136	134	138	149	137	168	211	211	156	118
生活系ごみ排出量	2,458	2,339	2,322	2,289	2,222	2,171	2,193	2,097	1,983	1,882

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）

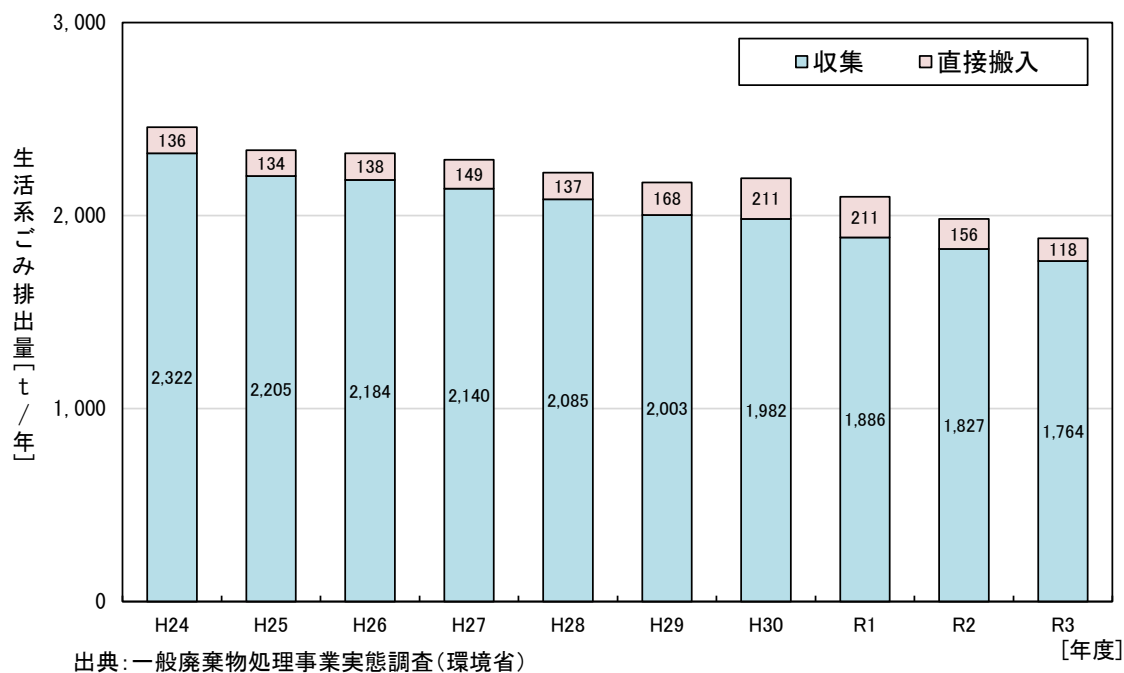


図 1-3-2 生活系ごみ排出量の推移

ごみ種類別生活系ごみ排出量の推移は表 1-3-3 と図 1-3-3 に示すとおりです。

生活系ごみの 80%以上を占める燃えるごみは減少傾向にあります。不燃ごみは増減を繰り返しながらほぼ横ばい状態にあります。また、資源ごみと粗大ごみは増減を繰り返していますが、いずれも令和 3 年度は減少に転じています。

表 1-3-3 ごみ種類別生活系ごみ排出量の推移

[年度]	単位:t/年									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
燃えるごみ	2,172	2,061	2,039	2,002	1,959	1,889	1,865	1,713	1,627	1,576
燃えないごみ	76	68	77	73	63	69	78	83	74	70
資源ごみ	125	121	115	117	109	100	99	150	161	143
その他のごみ	6	6	5	5	5	7	8	8	8	8
粗大ごみ	79	83	86	92	86	106	143	143	113	85
生活系ごみ排出量	2,458	2,339	2,322	2,289	2,222	2,171	2,193	2,097	1,983	1,882

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）

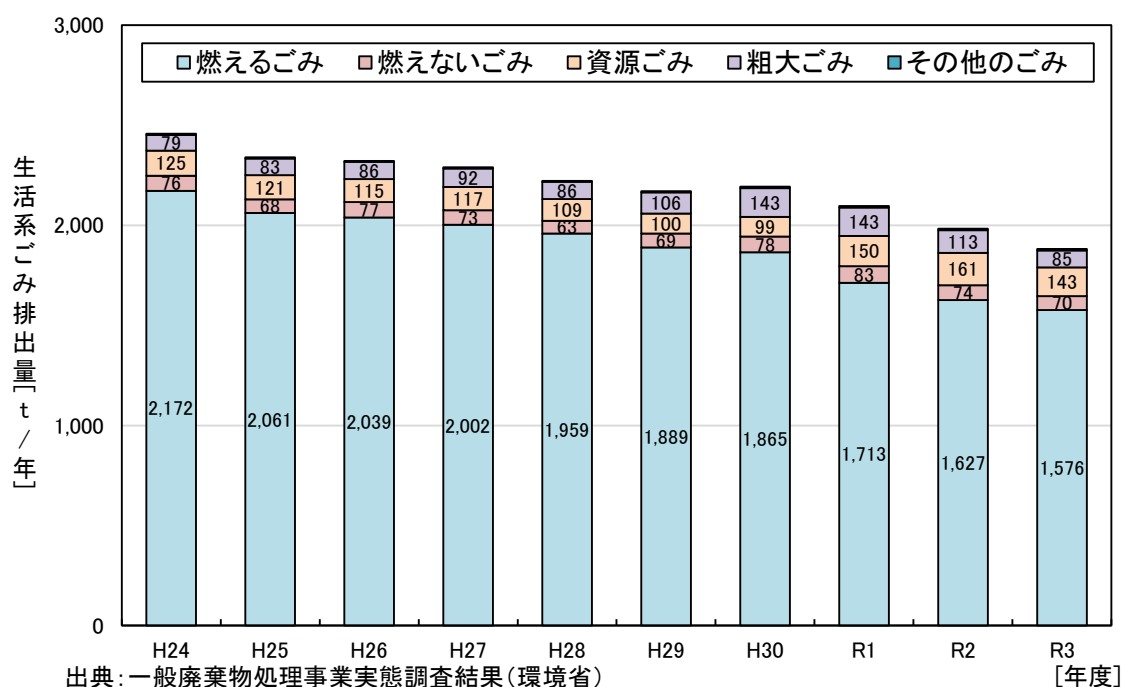


図 1-3-3 ごみ種類別生活系ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみ排出量の推移を表 1-3-4 と図 1-3-4 に示します。

事業系ごみは、許可業者による収集と排出事業者による直接搬入ごみで構成されます。令和 3 年度の実績では、収集ごみが 81.4%、直接搬入ごみが 18.6%となっています。

表 1-3-4 事業系ごみ排出量の推移

[年度]	単位:t/年									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
許可業者収集	317	321	325	335	353	362	379	377	370	345
直接搬入	102	134	124	123	122	88	90	85	81	79
事業系ごみ排出量	419	455	449	458	475	450	469	462	451	424

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)

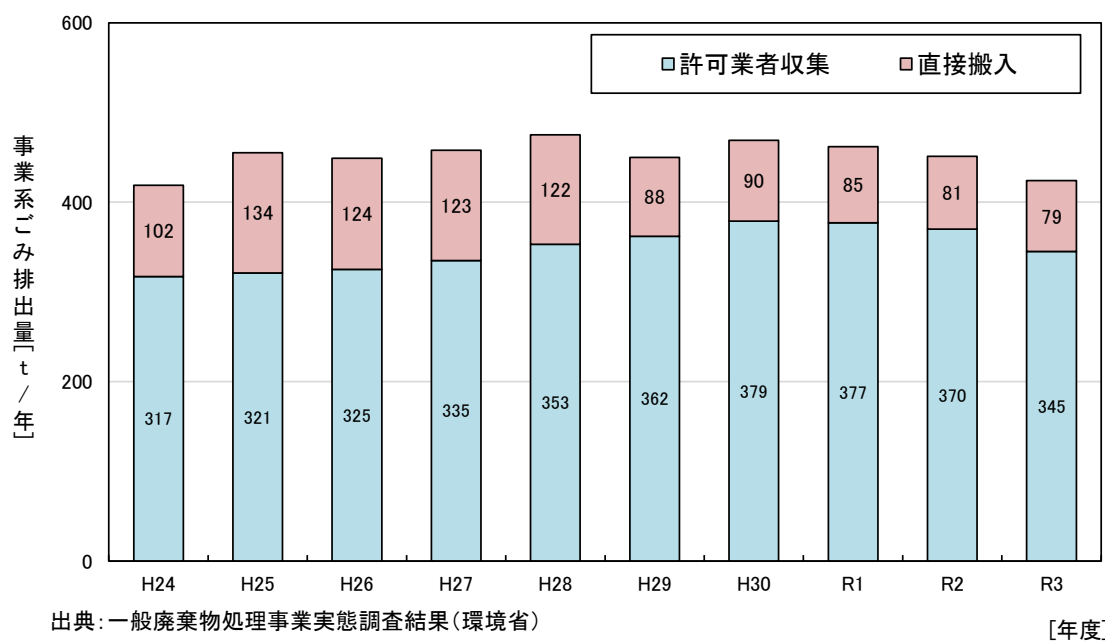


図 1-3-4 事業系ごみ排出量の推移

ごみ種類別の事業系ごみ排出量の推移を表 1-3-5 と図 1-3-5 に示します。

事業系ごみは、燃えるごみと不燃ごみのみ排出実績がありますが、その大半は燃えるごみが占めています。

表 1-3-5 ごみ種類別事業系ごみ排出量の推移

単位:t/年

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
燃えるごみ	418	454	448	457	475	449	468	461	443	421
不燃ごみ	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0
資源ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3
事業系ごみ排出量	419	455	449	458	475	450	469	462	451	424

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）

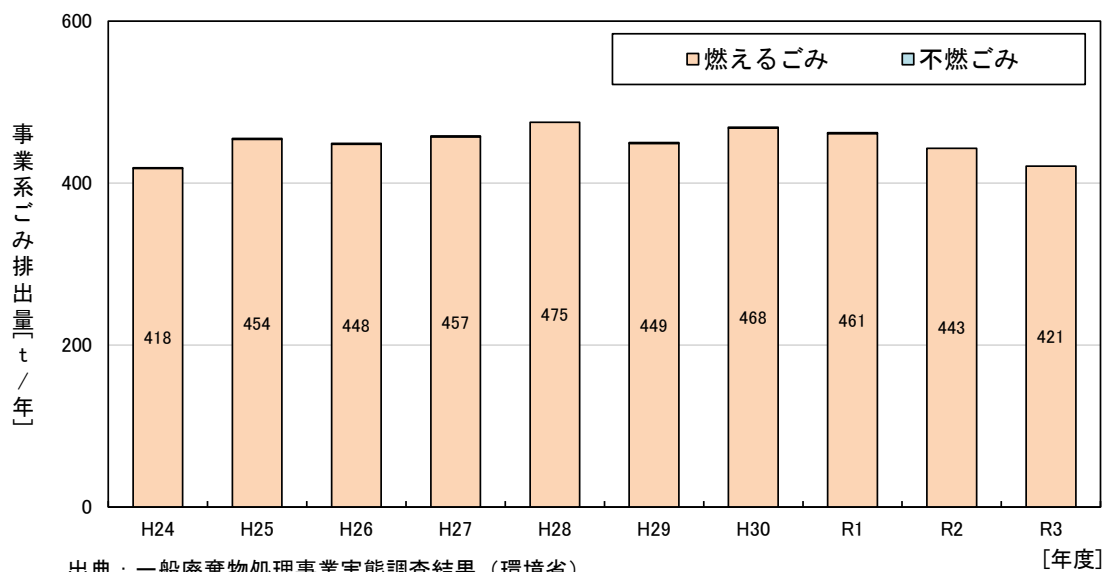


図 1-3-5 ごみ種類別事業系ごみ排出量の推移

(4) ごみ質の状況

本町における過去10年間のごみ質の状況を表1-3-6及び図1-3-6に示します。紙・布類の割合が最も高く、ビニール・合成樹脂、厨芥類が続いています。

表 1-3-6 ごみ質の推移

年度/ごみ種	紙・布類	ビニール・合成樹脂	木・竹・わら類	厨芥類	不燃類	その他	計
平成24年度	51.3	24.7	8.6	9.3	2.8	3.3	100.0
平成25年度	51.4	30.3	6.6	9.6	0.7	1.4	100.0
平成26年度	52.9	26.5	6.9	9.5	1.8	2.4	100.0
平成27年度	53.3	23.9	6.8	11.5	1.5	3.0	100.0
平成28年度	49.2	20.7	10.5	14.2	2.0	3.4	100.0
平成29年度	45.6	27.5	5.5	15.2	2.8	3.4	100.0
平成30年度	50.6	30.7	6.9	6.8	0.8	4.2	100.0
令和元年度	50.1	26.8	6.7	10.3	2.7	3.4	100.0
令和2年度	48.1	29.1	6.4	11.1	1.6	3.7	100.0
令和3年度	47.7	29.6	5.8	12.4	2.2	2.3	100.0
平均	49.9	26.9	7.1	11.0	1.9	3.1	-
最大	53.3	30.7	10.5	15.2	2.8	4.2	-
最小	45.6	20.7	5.5	6.8	0.7	1.4	-

組成分析調査結果

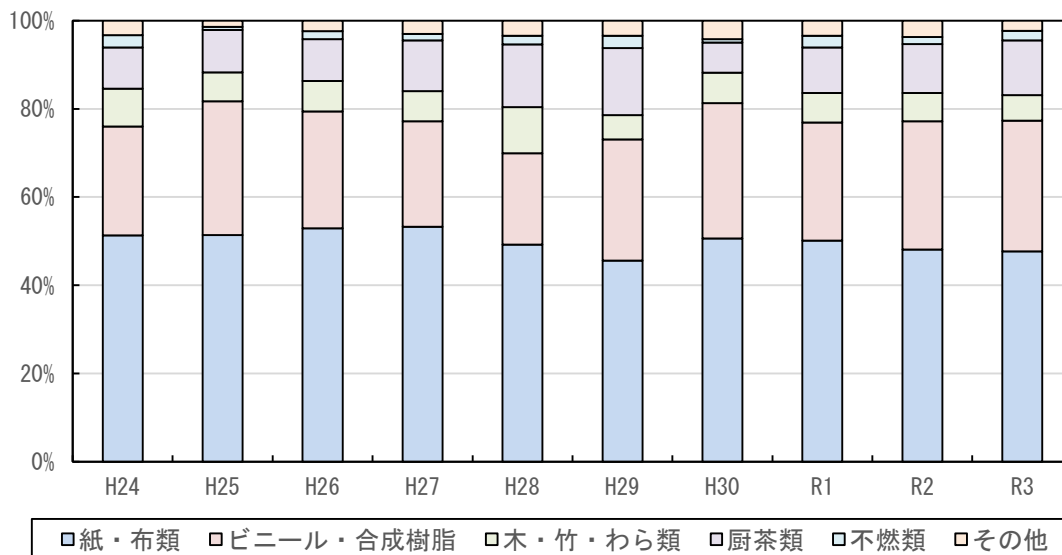


図 1-3-6 ごみ質の推移

4 ごみの排出抑制・再資源化の状況

(1) リサイクル資源の状況

本町におけるリサイクル資源の実績は表1-4-1 及び図1-4-1 に示すとおりであり、増減を繰り返しています。令和元年度以降は、容器包装プラスチック類が計上されています。

表 1-4-1 資源回収量の推移

ごみ種/年度	単位:t/年				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
紙類	3	3	2	0	0
紙製容器包装	2	2	2	0	0
金属類	55	64	64	62	39
ガラス類	64	64	58	54	52
ペットボトル	16	12	20	20	19
容器包装プラスチック類	0	0	5	38	52
その他	27	48	33	29	25
合計	167	193	184	203	187

(注)直接資源化量+中間処理後再生利用量(固形燃料を除く)

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

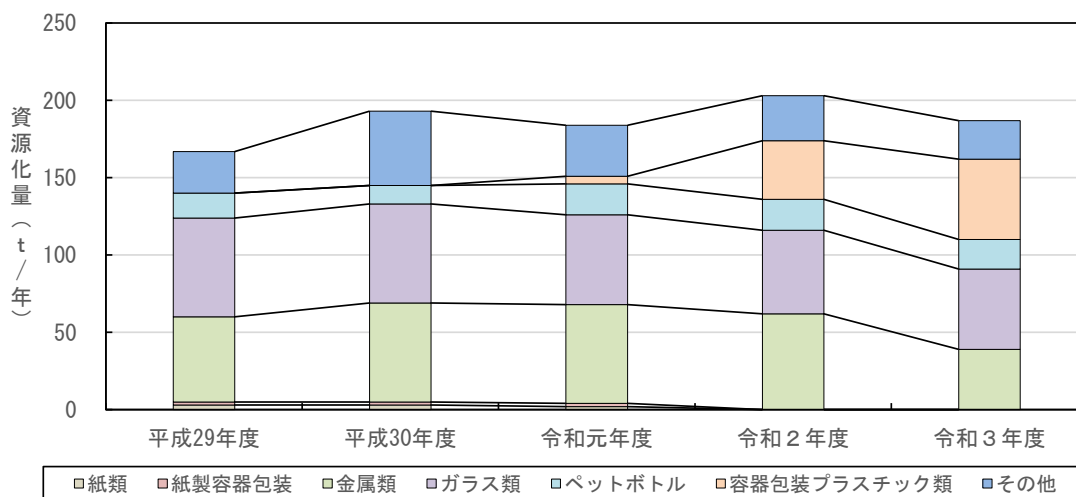


図 1-4-1 資源回収の推移

(2) 集団回収活動

過去5年間における集団回収量の実績を表1-4-2及び図1-4-2 に示します。

本町における集団回収は、主として紙類、紙製容器包装、アルミ缶、ビン類を対象に行われています。回収量は減少傾向にありましたが、令和3年度ではアルミ缶の増加に伴い回収量全体も増加に転じています。

表 1-4-2 集団回収活動によるリサイクル資源回収実績

品目/年度	単位:t/年				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
紙類	54	50	28	31	29
紙製容器包装	17	20	12	14	13
アルミ缶	1	1	0	0	20
ビン類	0	0	0	0	1
合計	72	71	40	45	63

出典：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

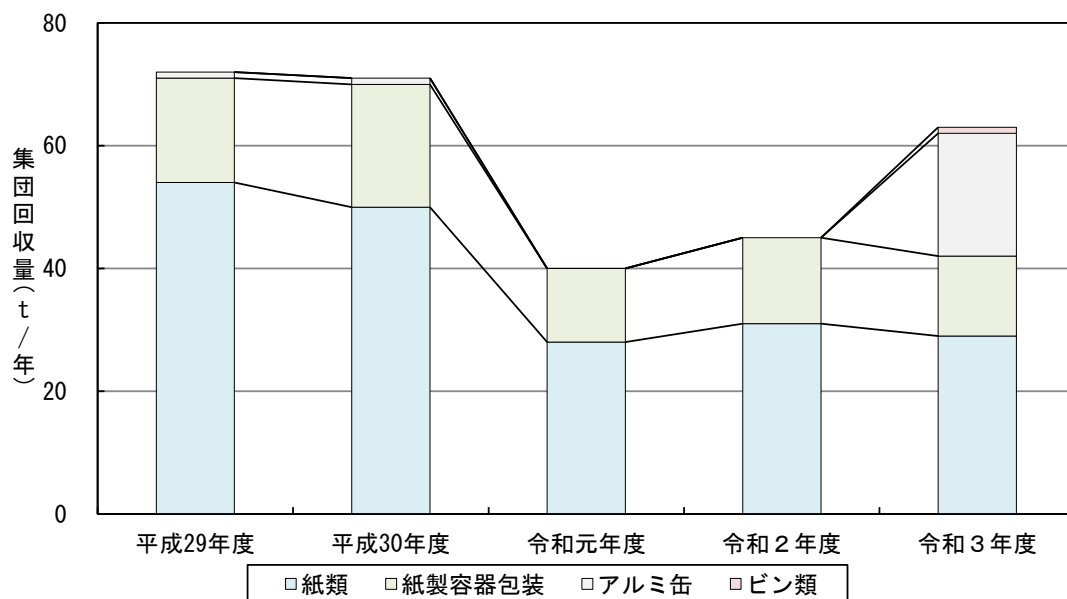


図 1-4-2 集団回収活動によるリサイクル資源回収実績

(3) その他減量化、資源化に係る施策等

本町では、リサイクル活動・対策として様々な啓発・広報活動を行っています。特に生ごみの減量化に当たっては、家庭用生ごみ処理機の購入補助金制度を設けています。

その実績は表 1-4-3 及び図 1-4-3 に示すとおりであり、過去 5 年間は 0～3 基の範囲で変動しています。

表 1-4-3 生ごみ処理機導入推移

年度	基数	累計基数
平成19年度	92	92
平成20年度	60	152
平成21年度	53	205
平成22年度	90	295
平成23年度	6	301
平成24年度	30	331
平成25年度	36	367
平成26年度	30	397
平成27年度	10	407
平成28年度	1	408
平成29年度	3	411
平成30年度	3	414
令和1年度	0	414
令和2年度	3	417
令和3年度	3	420

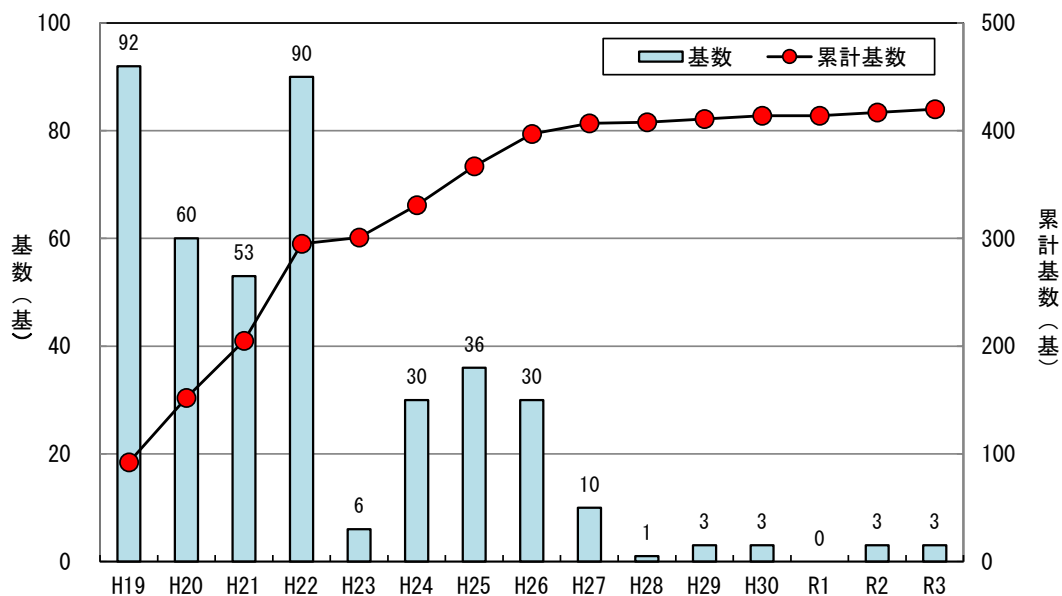


図 1-4-3 生ごみ処理機導入推移

5 ごみ処理体制及び処理実績

(1) 収集運搬の状況

本町におけるごみの収集・運搬は、委託業者によるステーション方式で行われています。収集区分と排出方法は表 1-5-1 に示すとおりです。

可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみについては町指定袋、有害ごみについては中身の見える袋で排出することとなっています。

なお、粗大ごみについては、自己搬入となっています。

表 1-5-1 収集区分と排出方法

区分		排出容器	備考
可燃ごみ		燃えるごみの指定袋(紫色)	<ul style="list-style-type: none"> ・水切りの励行 ・長いものは50cm以下、面積の大きなものは1m四方以下に切って出す
資源ごみ	プラスチック類	資源ごみの指定袋(緑色)(ペットボトル・プラ類も使用可能)	<ul style="list-style-type: none"> ・洗浄して乾燥させて排出 ・汚れがとれないものは「可燃ごみ」に排出 ・容器包装物以外のプラスチック類は「可燃ごみ」
	ペットボトル		<ul style="list-style-type: none"> ・ふたを取って中身を出して、水洗いして排出 ・キャップとはがしたラベルは「プラ類」に排出
	缶類	資源ごみの指定袋(緑色)	<ul style="list-style-type: none"> ・一斗缶より小さいもので、キャップを取って中身を出し、水洗いして排出 ・錆びた缶、潰れた缶も缶類に分別 ・飲料の缶、食用油の缶、缶詰めの缶、菓子缶、塗料の缶、オイルの缶は中身を空にして、乾燥させて排出 ・塗料缶は色が付着している程度であれば排出可能
	ビン類		<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用のビンは、キャップを取って中身を出し、水洗いして排出 ・化粧品のビンは、乳白色以外のもので、汚れが落ちていれば排出可能
有害ごみ		指定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・別々の袋で排出 ・スプレー缶、ライターはなるべく使い切る ・スプレー缶は穴を開けない
不燃ごみ		資源ごみの指定袋(緑色)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス、釘、刃物は紙に包む ・指定の袋の中身はなるべく“ガラスと陶器類”“金属類”“その他の不燃物”に分ける
粗大ごみ		指定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・直接、香肌奥伊勢資源化広域連合(多気町)へ搬入

出典: 大紀町ホームページを基に作成

(2) 収集・運搬機材の整備状況

収集・運搬に係る機材等の整備状況は表1-5-2に示すとおりです。

町直営の保有車両はなく、全て許可業者の車両を計上しています。

表 1-5-2 収集・運搬機材の状況（令和3年度実績）

項目		直営		委託業者		許可業者	
		台数・隻数	積載量	台数・隻数	積載量	台数・隻数	積載量
		(台・隻)	(t)	(台・隻)	(t)	(台・隻)	(t)
車両	収集車	0	0	0	0	0	0
	運搬車（収集運搬部門）	0	0	0	0	70	231
	運搬車（中間処理部門）	0	0	0	0	0	0
運搬船等の船舶		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	70	231

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

(3) 中間処理の状況

1) 中間処理施設の状況

本町における中間処理は、全量香肌奥伊勢資源化プラザ（以下、「資源化プラザ」と言います。）を經由して実施しています。資源化プラザに搬入された可燃ごみは、民間の焼却施設に搬入し焼却処理を行っています。また、資源化プラザで分別された資源ごみ及び粗大ごみを破砕、選別を行って資源化しています。なお、有害ごみや分別によって発生した残渣等は、現在一時保管し委託処分を行っています。残渣については香肌奥伊勢エコ・ランドで埋立処分を行っています。

表 1-5-3 中間処理施設の概要

施設名称	香肌奥伊勢資源化プラザ
	リサイクルプラザ
所在地	三重県多気郡多気町丹生4290
敷地面積 (m ²)	約18,000
建築面積 (m ²)	1,334
延床面積 (m ²)	1,922
供用開始年度	平成13年4月
処理能力	不燃粗大処理施設 6 t × 5 h × 1 系列 資源化施設 7 t × 5 h × 2 系列 缶選別・圧縮施設 3.3 t × 5 h × 1 系列 びん選別施設 3.7 t × 5 h × 1 系列

出典：香肌奥伊勢資源化広域連合ホームページを基に作成

2) 中間処理量の推移

中間処理量の推移を表 1-5-4 と図 1-5-1 に示します。

中間処理量は、減少傾向にあり、令和 2 年度以降は、燃料化施設での処理量が焼却施設に移行しています。

表 1-5-4 中間処理量の推移

(単位：t/年)

施設/年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
燃料化施設	2,400	2,407	823	0	0
焼却施設	3	17	1,509	2,195	2,085
粗大ごみ処理	111	131	119	105	79
その他	95	94	96	126	135
計	2,609	2,649	2,547	2,426	2,299

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

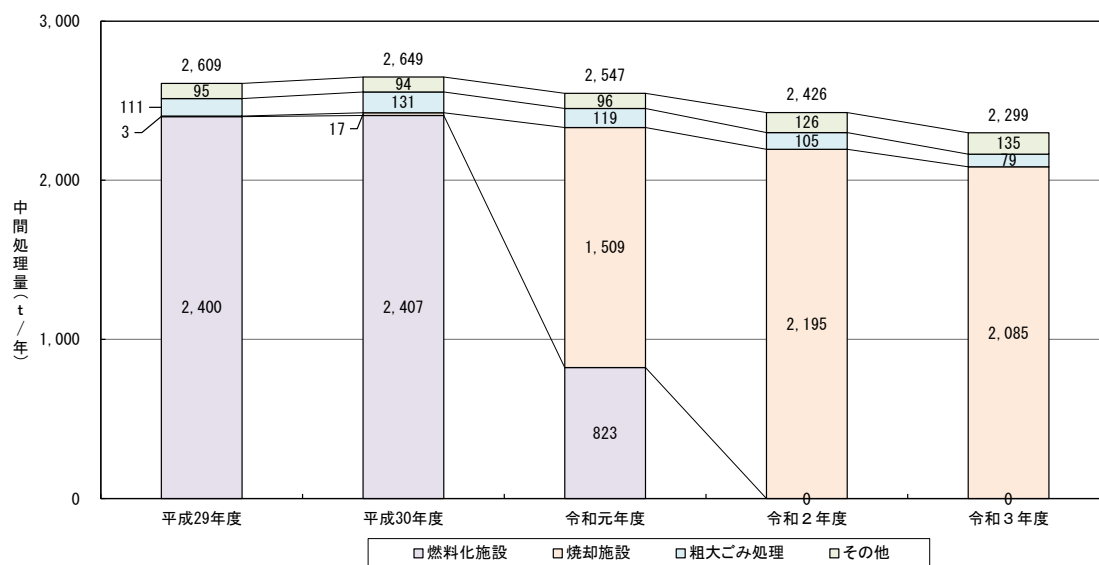


図 1-5-1 中間処理量の推移

(4) 最終処分の状況

本町のリサイクルプラザから発生する粗大ごみ処理残渣は、香肌奥伊勢エコ・ランドで最終処分を行っています。年間最終処分量（大紀町分）は 30～35 t と横ばい傾向にあります。

表 1-5-5 最終処分場の概要

項目	内容
名称	香肌奥伊勢エコ・ランド
設場所	三重県度会郡大紀町大内山2571-6
施設面積	敷地面積約 8,800 m ²
計画埋立容量	約 3,472 m ³
埋立期間	約15年間
構造	准好気性埋立構造
浸出水処理施設	生物処理(脱窒あり)+膜+砂ろ過

出典：香肌奥伊勢資源化広域連合ホームページ
環境省ホームページ 一般廃棄物処理事業実態調査

表 1-5-6 最終処分量の推移

(単位:t、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
直接埋立	0	0	0	0	0
焼却残渣	0	0	151	220	313
処理残渣	54	47	46	35	34
計	54	47	197	255	347
最終処分率	2.0	1.7	7.6	10.3	14.6

注：最終処分率：最終処分量÷(家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収量)×100

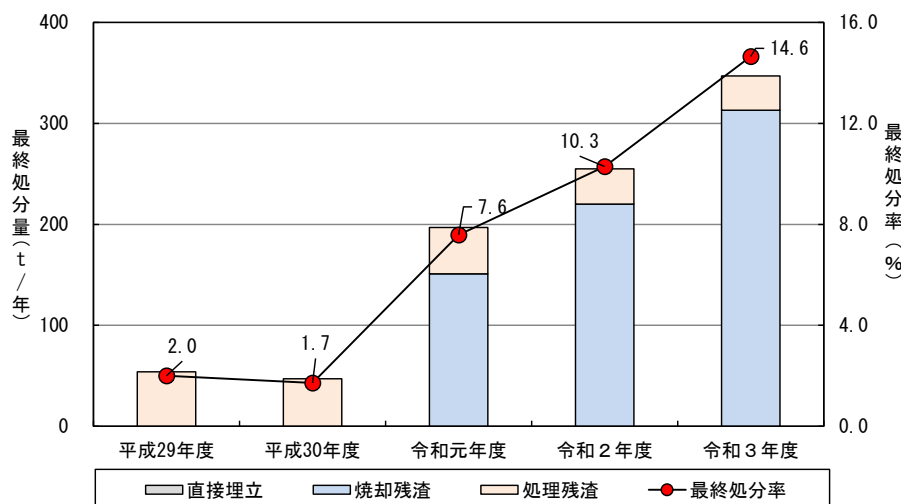


図 1-5-2 最終処分量の推移

6 ごみ処理経費の状況

本町のごみ処理経費の推移を表 1-6-1 及び図 1-6-1 に示します。

本町におけるごみ処理は広域連合により行われており、広域連合分担金のみが経費として計上されています。

また、処理及び維持管理費は、過去 5 年間で減少傾向にあり、令和 3 年度実績では、167,107 千円となっています。

表 1-6-1 ごみ処理経費の推移

項目/年度	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
建設・改良費	千円	0	0	0	5,835	19,203
処理及び維持管理費	千円	172,775	169,587	191,091	169,011	167,107
計 (a)	千円	172,775	169,587	191,091	174,846	186,310
行政区域内人口 (b)	人	8,780	8,779	8,527	8,270	7,792
ごみ総排出量 (c)	t/年	2,693	2,733	2,599	2,472	2,369
1人当たり処理費 (d)	円/人	19,678	19,317	22,410	21,142	23,910
1t当たり処理費 (e)	円/t	64,157	62,052	73,525	70,731	78,645

*1人当たり処理費 = (a) × 1000 ÷ (c)

*1t当たり処理費 = (a) × 1000 ÷ (b)

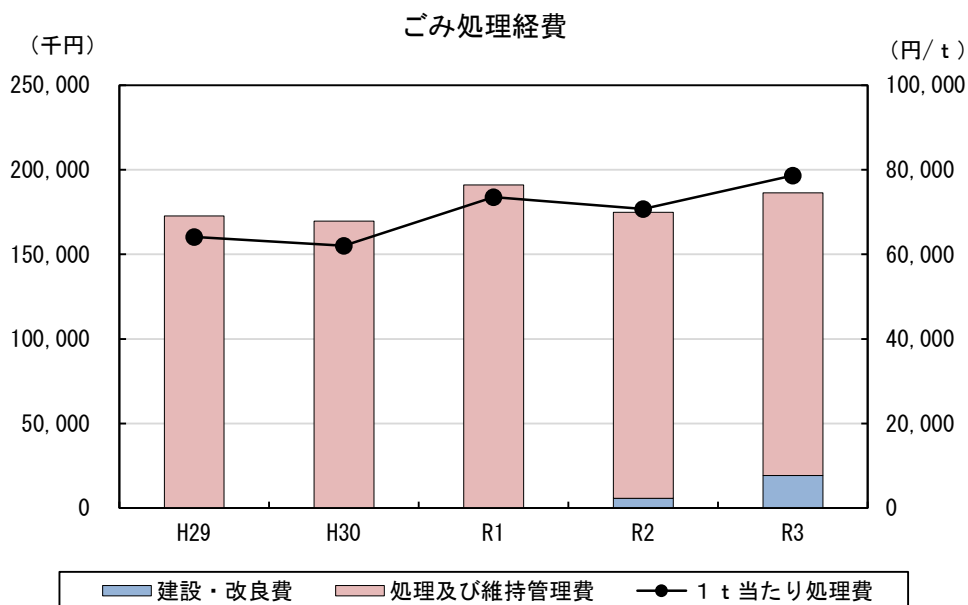


図 1-6-1 ごみ処理経費の推移

7 計画目標達成状況の確認

(1) ごみ排出量

ごみ排出量は、参考値として令和2年度に2,404 t/年を設定していますが、令和3年度実績で2,306 t/年（基準年度比△17%）であり参考値を達成しています。

この主な要因として、人口減少が大きく影響しています。

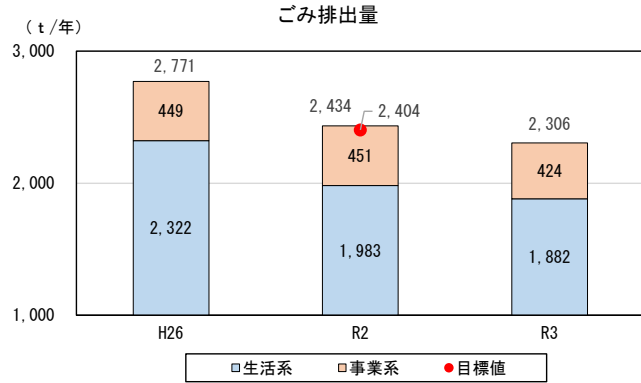


図 1-7-1 ごみ排出量

(2) 資源化率

前計画検討時には、固形燃料化施設の稼働停止が予定されていたため、固型燃料を除く資源化率を10.3%から15.0%に増加させることを計画目標値としていましたが、令和3年度実績で10.6%と計画目標値は達成できていません。その要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響による集団回収量の減少等も考えられますが、本町の資源化の動向は、広域連合の処理体制の影響を大きく受け、本町単独での資源化率の向上には限界があります。したがって、引き続き広域連合と連携し、固形燃料化施設稼働停止後の処理体制について検討を進めていく必要があります。

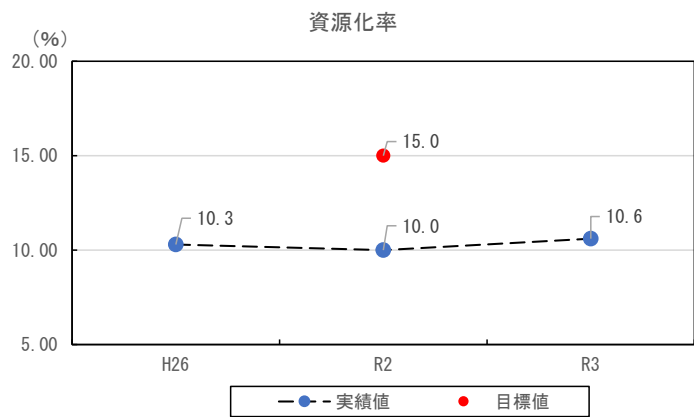


図 1-7-2 資源化率

(3) 最終処分率

最終処分率は、計画目標値 1.3%に対して、令和3年度の実績値は 14.6%であり、計画目標値を達成できていません。この原因は、広域連合の固形化燃料施設稼働停止後、民間施設による焼却施設を行ったことにより、焼却残渣が最終処分量として発生しているためです。

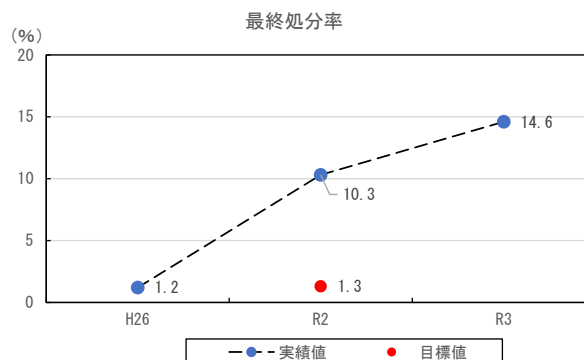


図 1-7-3 最終処分率

表 1-7-1 計画目標の達成状況 (とりまとめ)

項目	単位	基準年度	現況		目標年度	備考
		H26	R2	R3	R2	
ごみ排出量	t	2,771	2,434	2,306	2,404	参考値
資源化率	%	10.3	10.0	10.6	15.0	固形燃料除く
最終処分率	%	1.2	10.3	14.6	1.3	

(注1) 令和2年度と令和3年度は、事業系持ち込みもえないごみ、7 tと3 tを含む。

(注2) ごみ排出量=生活系ごみ+事業系ごみ

8 香肌奥伊勢資源化広域連合管内での比較

(1) ごみ排出量

1) 総ごみ排出量

本町の令和2年度における総ごみ排出量は、広域連合構成3町内（以下「構成町」と言います。）で最も低く、三重県平均値よりも低い状況にあります。

2) 生活系ごみ排出量（資源ごみ・集団回収除く）

本町の令和2年度における生活系ごみ排出量（資源ごみ・集団回収除く）は、構成町で中間位に位置し、概ね三重県平均値と等しい状況にあります。

3) 事業系ごみ排出量

本町の令和2年度における事業系ごみ排出量は、構成町で最も低く、三重県平均値より大幅に少ない状況にあります。

(2) 資源化率

本町の令和2年度における資源化率は、構成町で最も低く、三重県平均値より大幅に少ない状況にあります。

(3) 集団回収量

本町の令和2年度における集団回収量は、構成町で最も低く、三重県平均値とほぼ等しい状況にあります。

(4) 最終処分率

本町の令和2年度における最終処分率は、構成町で中間位に位置し、三重県平均値より大幅に多い状況にあります。

表 1-8-1 香肌奥伊勢資源化広域連合構成町との比較

項目	単位	大紀町	大台町	多気町	三重県平均
ごみ総排出量 ^{注1}	g / 人 / 日	821	885	934	947
生活系ごみ ^{注2}	g / 人 / 日	604	603	661	600
事業系ごみ	g / 人 / 日	149	157	157	245
資源化率	%	10.0	16.0	17.1	20.4
集団回収量	g / 人 / 日	15	26	48	17
最終処分率	%	10.3	9.7	17.6	3.1

注 1 : 生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収

注 2 : 資源ごみと集団回収除く

出典 : 令和 2 年度一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

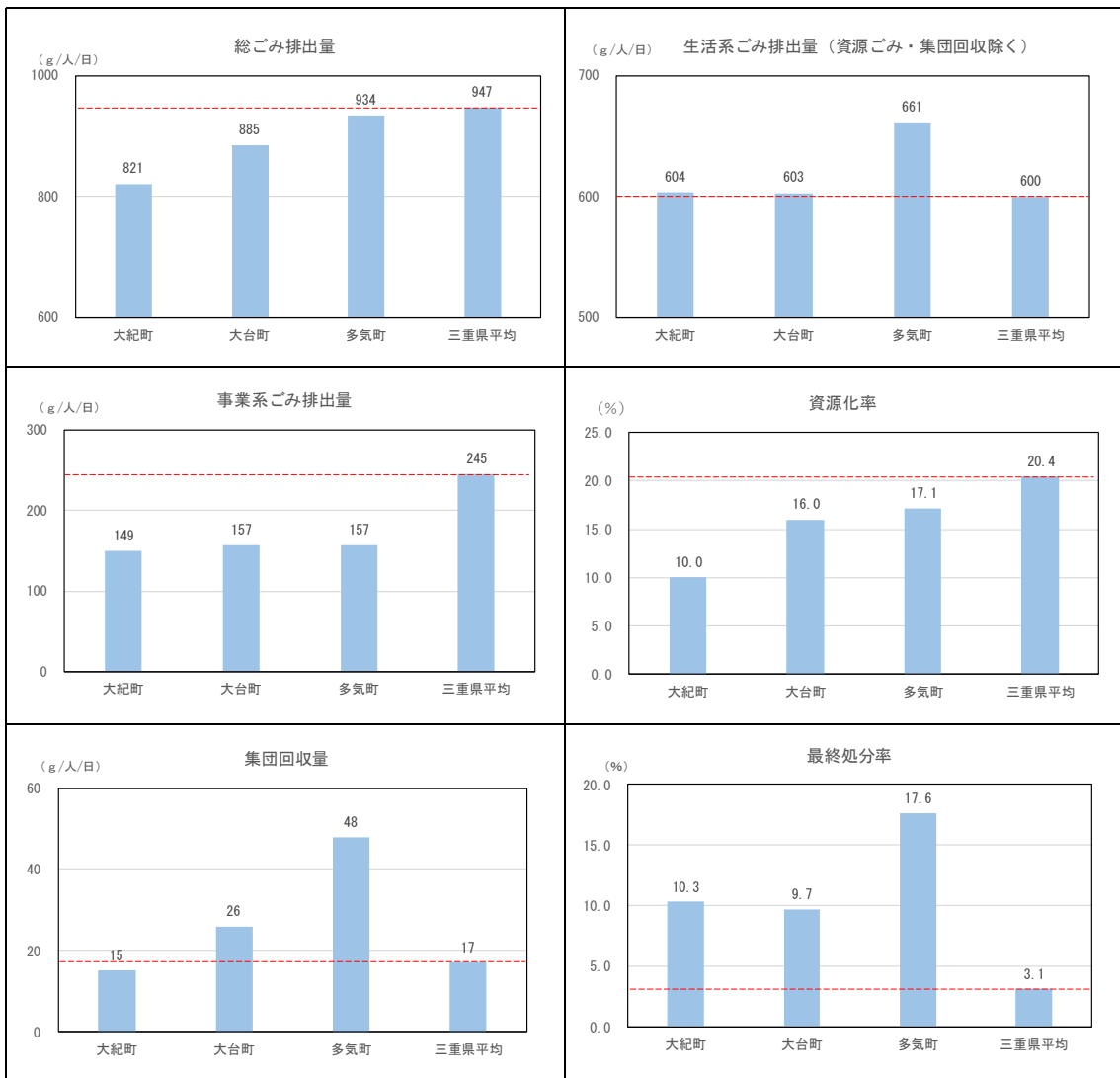


図 1-8-1 香肌奥伊勢資源化広域連合構成町との比較

9 課題の整理

(1) ごみ処理全体

本町のごみ処理は、収集・運搬、処理処分の全ての過程で広域連合と深い関係があり、今後も広域連合と連携し、ごみ処理施策を進めていく必要があります。広域連合では、令和元年度の固形燃料化施設稼働停止を受けて、現在、長期的な計画を策定中です。本町も広域連合構成の一員として、連合の作成する計画に積極的に関わっていく必要があります。

(2) ごみ量の把握・整理

ごみ量の把握は、ごみ処理の施策を検討する基礎資料となる重要な要因です。本町のごみ量等の基本数値は、広域連合にて整理・把握しています。今後も広域連合と協力しながらごみ量の整理・把握を推進するとともに集団回収量等、本町が独自に実施している施策についても、その量を的確に整理・把握し、広域連合から提供されるごみ量と統合的に整理・把握し、町としてのごみ量を把握していく必要があります。

(3) 資源化の推進

固形燃料化施設稼働停止以降の本町の資源化率は、令和3年度実績として10.6%と大幅に減少しています。今後は、広域連合と連携しながら直接資源化量、中間処理後再生利用量のさらなる増加を検討する必要がありますが、広域連合では、現在、次期処理体制の再構築を検討中であるため、当面は、本町が独自に実施している集団回収の利用を促進していく必要があります。

(4) プラスチック資源促進法の対応

本町では、令和元年度より、容器包装プラスチック類の分別収集を開始しています。また、現在、可燃ごみとして収集している廃プラスチック類（製品プラスチック）については、プラスチック資源循環促進法に基づく分別・資源化に関する国の動向を踏まえて、広域連合と連携しながらその対応を検討する必要があります。

(5) 最終処分量

固形燃料化施設稼働停止後、民間委託による焼却処理への移行に伴う焼却残渣が発生したため、令和元年度以降、最終処分量及び最終処分率は増加傾向にあります。現在は、ごみ処理体制移行の過渡期にあるため、今後も引き続き、最終処分量についてモニタリングしていく必要があるとともに、広域連合と連携して、焼却残渣の有効利用についても検討していく必要があります。

第2章 基本構想

1 基本理念

消費生活の豊かさは、反面では排出されるごみの量や質等に反映されます。このため生産・流通、消費までを考えていた社会から、廃棄の段階を含め、さらに廃棄から生産へと循環する循環型地域社会の構築が私たちの子孫の代までが永続的に豊かな生活を享受していくために必要です。

そこで、本町では第Ⅱ期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」を廃棄物の分野から実現するため、資源再利用システムの導入の促進や、再利用可能な容器を用いるばかりでなく、生ごみ等の有機性廃棄物は堆肥化し、エコサイクル（生態的循環）構築のために大学や研究機関と提携し、環境専門職等の育成や普及啓発活動を進めることとします。

2 基本方針

本町におけるごみ処理の基本方針は、三重県の定めた指針（ごみゼロ社会実現プラン）に準拠し、『ごみゼロ社会』の実現、また、資源循環を基調とした都市の実現を図るため、計画目標値を定めて取り組むこととします。

本町のごみ量は、今後、人口の減少に伴い大きく減少していくことが予想されます。また、本町のごみ処理に深く関係する広域連合は、現在、今後のごみ処理体制に向けて検討途中にあります。加えて、令和元年度から新型コロナウイルス感染症の影響によりごみ量は変動状況にあります。

以上の状況により、前計画で設定した資源化率、最終処分率等は本町単独では、管理することが困難であるため、本計画では目標値に設定せず、参考値として把握することとします。

したがって、本計画の目標値は、本町でも管理把握できるごみ排出量等とし、広域連合の動向等が明確になる令和10年を目途に再度見直すものとします。

第3章 ごみ発生量及び処理量の予測

1 予測手順

将来のごみ処理量の予測手順は、図3-1-1に示すとおりです。

計画収集人口の予測は、国立社会保障・人口問題研究所予測人口を用いて推計を行います。また、収集ごみ量の予測は、発生原単位法（推定人口に発生原単位を乗じて求める方法）により予測します。さらに、直接搬入ごみ量の予測は、過去の搬入量実績から予測します。

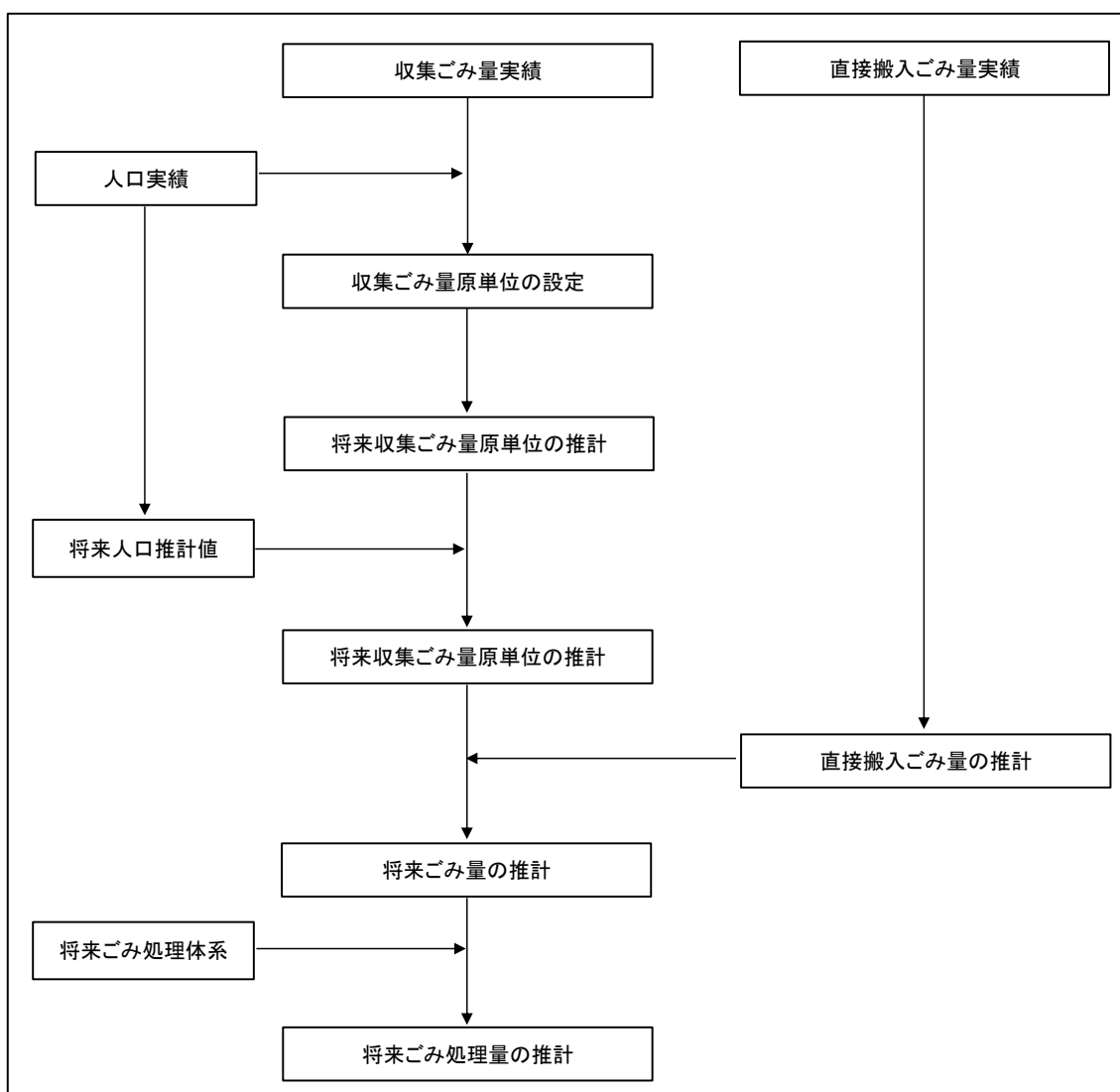


図3-1-1 ごみ処理量の予測手順

2 ごみ量等予測結果（現状趨勢）

（1）将来人口予測結果

図3-2-1に人口の予測結果を示し、表3-2-1に計画目標年度における予測人口を示します。人口は、国立社会保障・人口問題研究所の予測値を参考に設定しています。

ごみ処理基本計画の計画目標年度（令和9年度）の将来予測人口は6,671人、生活排水処理基本計画の計画目標年度（令和17年度）の将来予測人口は5,289人と予測されます。

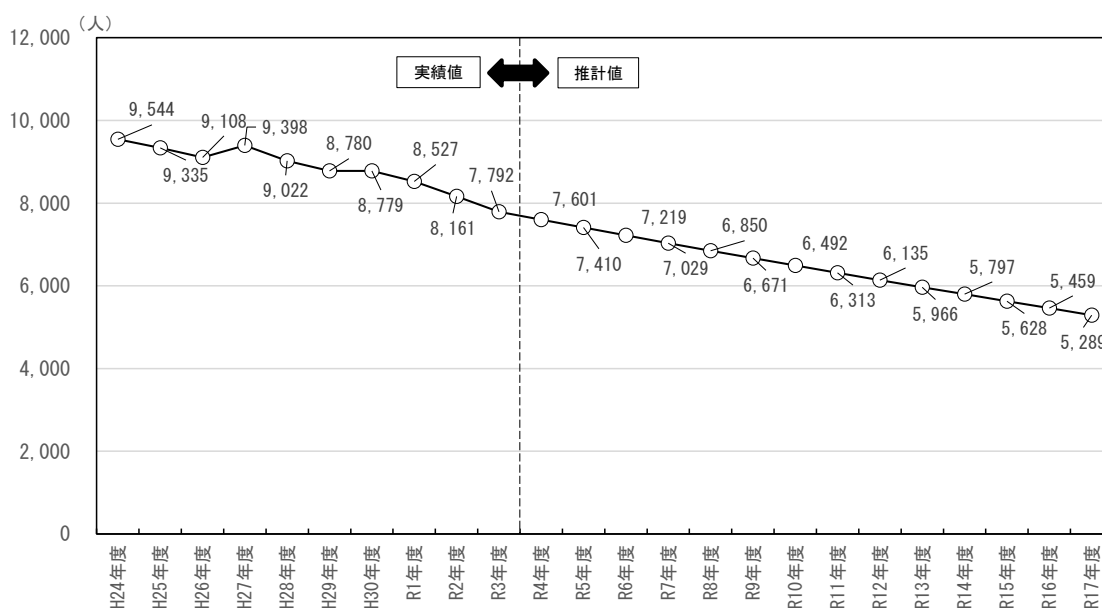


図3-2-1 人口の予測結果

表3-2-1 計画目標年度における将来予測人口

項目/年度	単位：人		
	令和3年 基準	令和9年 計画	令和17年 参考
人口	7,792	6,671	5,289

* ごみ処理基本計画の計画目標年度は令和9年

* 生活排水処理基本計画の計画目標年度は令和17年

(2) ごみ排出量の将来予測結果（現状趨勢）

1) ごみ総排出量

図3-2-2と表3-2-2にごみ総排出量の将来予測結果を示します。

ごみ総排出量は、人口減少に伴い減少し、計画目標年度の令和9年度で2,053 t/年となり、基準年度（令和3年度）より、13%減少することが予想されます。

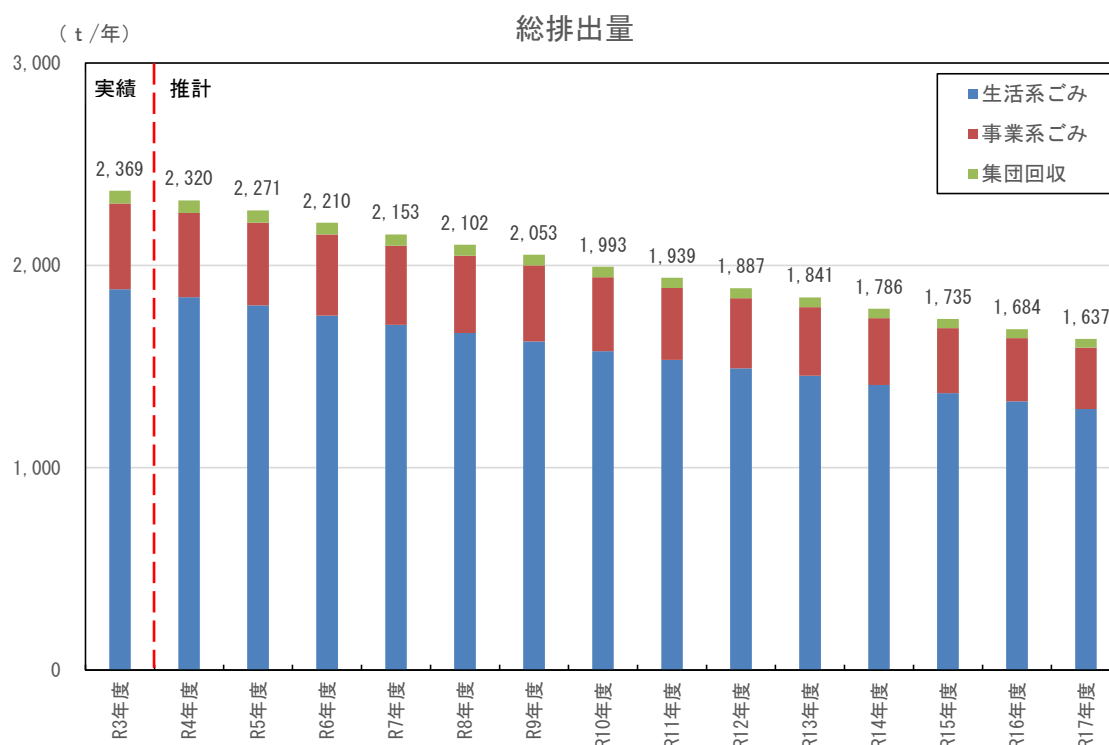


図3-2-2 ごみ総排出量予測結果

表3-2-2 ごみ総排出量予測結果

(単位：t/年)

年度	基準	計画目標	参考
	令和3年度	令和9年度	令和17年度
生活系ごみ	1,882	1,624	1,290
事業系ごみ	424	375	304
集団回収	63	54	43
計	2,369	2,053	1,637
減少率 ^注	-	-13%	-31%

注：減少率は基準年からの減少割合

2) 生活系ごみ

図3-2-3に生活系ごみの将来予測結果を示します。

生活系ごみも人口減少に伴い減少し、計画目標年度の令和9年度で1,624 t/年となり、収集ごみが約94%を占めています。

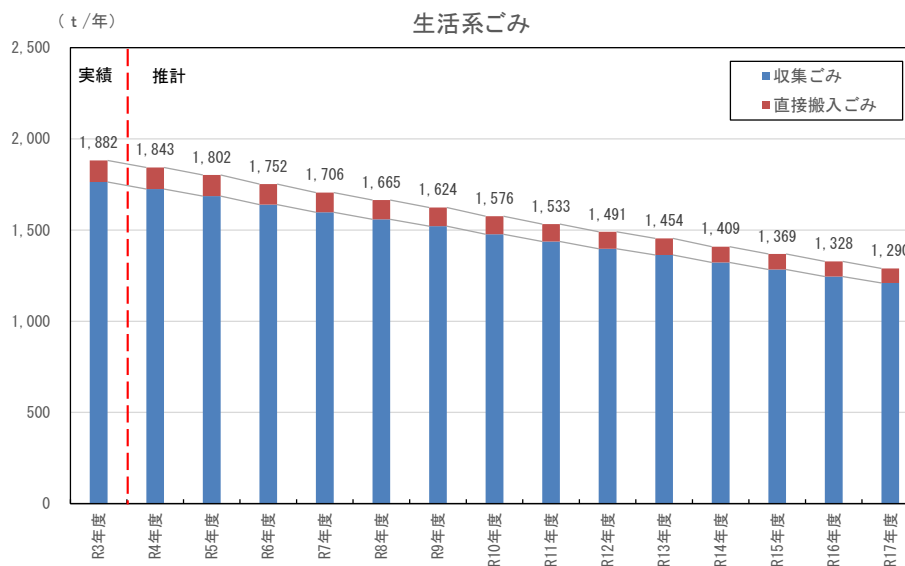


図3-2-3 生活系ごみの推移

3) 事業系ごみ

図3-2-4に事業系ごみ排出量の将来予測結果を示します。

事業系ごみも人口減少に伴い減少し、計画目標年度の令和9年度で375 t/年となり、収集ごみが約82%を占めています。

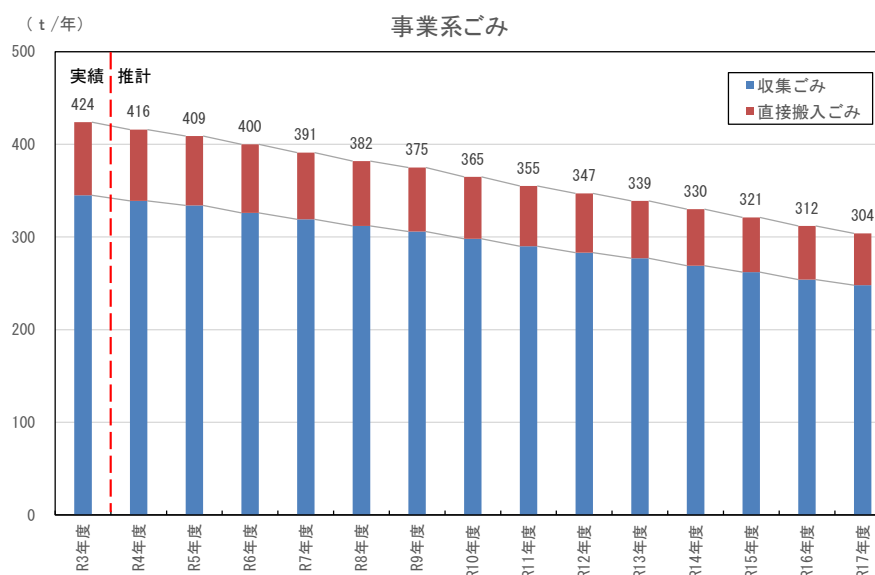


図3-2-4 事業系ごみの推移

4) 資源化量の将来予測

図3-2-5に資源化量等の将来予測結果を示します。

計画目標年度（令和9年度）の資源化量は217 t/年、資源化率は10.6%と予測されます。

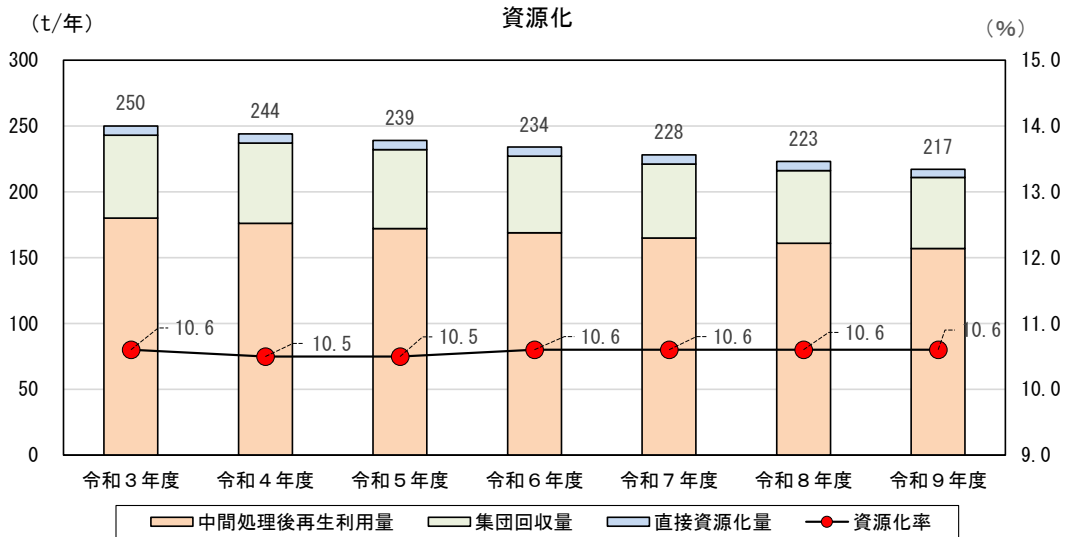


図3-2-5 資源化の推移

5) 最終処分量の将来予測

図3-2-6に最終処分量の将来予測結果を示します。

計画目標年度の最終処分量302 t/年、最終処分率は14.7%と予測されます。

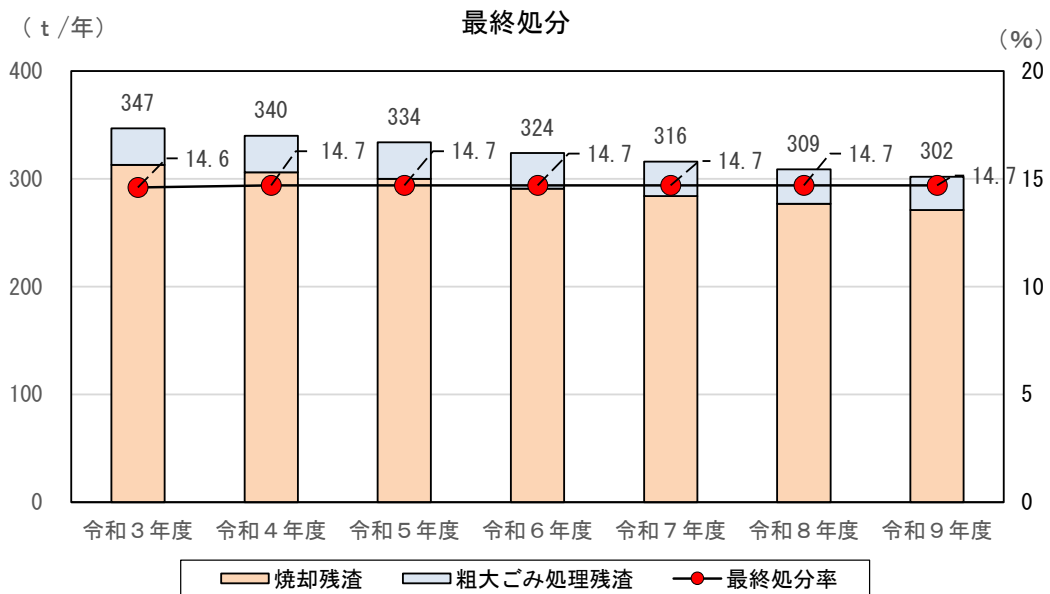


図3-2-6 最終処分量の推移

3 計画目標の検討

(1) 計画目標

本町のごみ処理の現状を踏まえ、三重県及び広域連合構成町等の動向を勘案して、令和3年度を基準年度、令和9年度を目標年度とした以下の3つの目標を設定します。目標は、広域連合の処理体系の変更を考慮して、令和10年度頃の間見直し時に再度、検討を行うこととします。

目標1

広域連合と連携し、本町から排出されるごみの適正な処理に努めます。

本町の1人1日当たりのごみ排出量は、県内及び広域連合構成各町と比較しても、多い状況ではありません。また、人口減少に伴いごみ排出量も大きく減少することが予想されます。したがって、ごみ減量化に対する住民の過度な負担を避け、本町のごみ処理体制の維持のためにも、当面は過度な減量化を目標とせず、広域連合と連携し本町から排出されるごみの適正な処理に努めることとします。

目標2

1人1日当たりの排出量（g/人/日）を令和3年度より増加しないように努めます。

1人1日当たりのごみ排出量を令和3年度より、増加させないように排出抑制等、住民周知に努めます。

目標3

分別の徹底を周知し、その受け皿としての集団回収の促進に努めます。

集団回収は、本町が主体的に取り組める資源化施策です。したがって、集団回収を分別徹底・排出抑制に対する受け皿として位置付け、利用促進に努めます。

(2) ごみ排出量の将来予測結果 (目標推計)

1) ごみ総排出量

ごみ総排出量の目標推計結果を表3-3-1と図3-3-1に示します。

目標推計では、基準年(令和3年度) 2,369 t/年に対して、計画目標年度の令和9年度で2,051 t/年であり、基準年度比約13%削減する見込みです。

表3-3-1 ごみ総排出量の推移 (目標推計)

(単位: t/年)

項目/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	基準						計画
生活系ごみ	1,882	1,842	1,802	1,750	1,703	1,663	1,622
事業系ごみ	424	411	401	390	380	370	361
集団回収	63	78	76	74	72	70	68
計	2,369	2,331	2,279	2,214	2,155	2,103	2,051

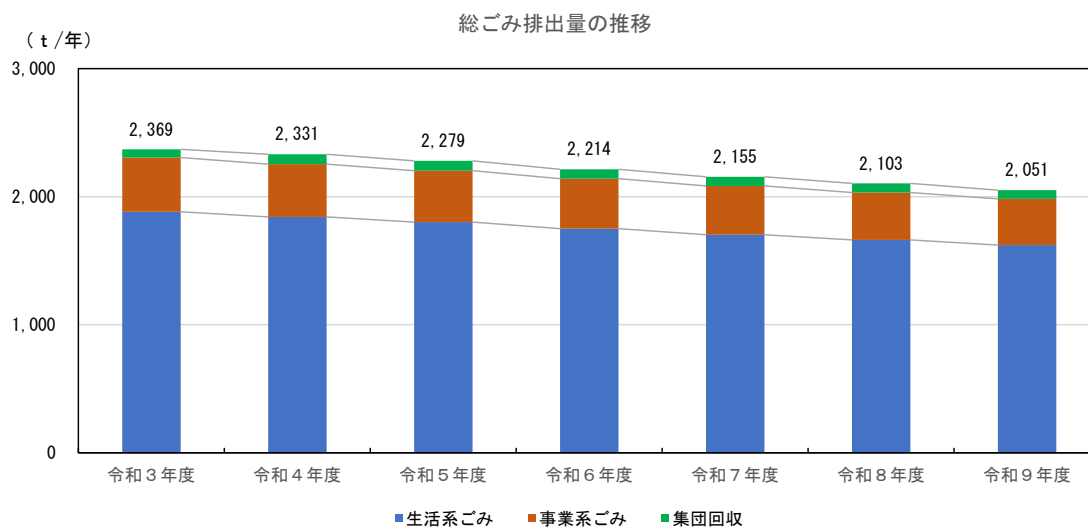


図3-3-1 ごみ総排出量の推移 (目標推計)

2) 資源化量

資源化量等の目標推計結果を表3-3-2と図3-3-2に示します。

目標推計では、基準年（令和3年度）の資源化量250 t/年に対して、計画目標年度の令和9年度で235 t/年であり、資源化量は減少しますが、資源化率は11.5%と0.9ポイント増加する見込みです。

表 3-3-2 資源化量等の推移

項目/年度	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		基準年度						計画目標年度
直接資源化	t/年	7	7	7	6	6	6	6
中間処理後再生利用量	t/年	180	183	179	174	169	166	161
集団回収量	t/年	63	78	76	74	72	70	68
合計	t/年	250	268	262	254	247	242	235
資源化率	%	10.6	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5

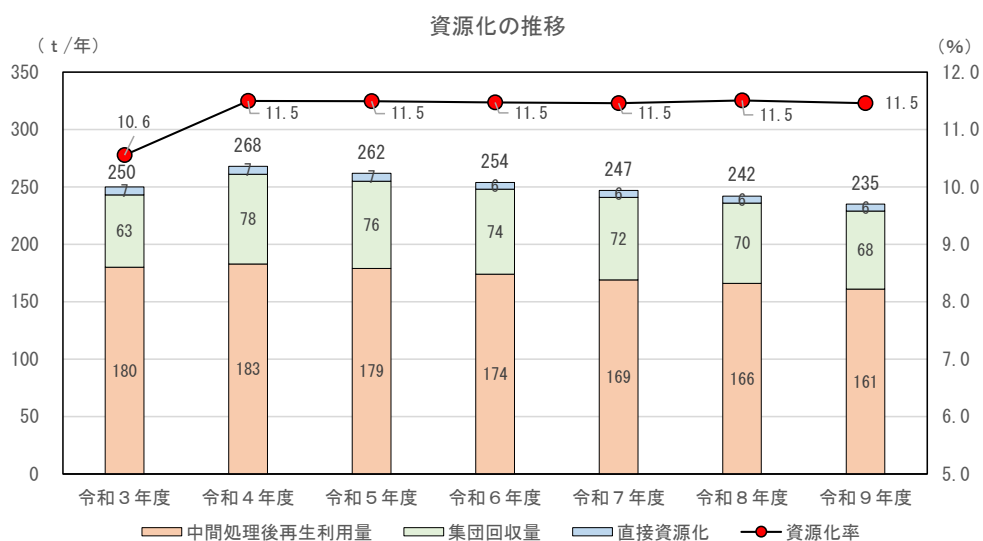


図 3-3-2 資源化量等の推移

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

(1) ごみ排出量の削減

町民・事業者・行政が一体となって、リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4Rの推進に取り組むことで、ごみ排出の徹底した削減を図り、ごみゼロ社会の実現を目指します。

(2) 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの分別の徹底・資源化促進をし、事業系ごみの減量化・資源化を推進します。

(3) 環境教育の充実

ごみ問題をはじめとする現在の様々な環境問題は、現在の私たちのライフスタイルや社会システムと深い関わりがあります。これを解決していくためには、町民一人ひとりの意識改革を促し、環境に配慮した暮らし方を普及させていくことが重要です。このため、町民・事業者などに対し、ごみ問題・4Rをはじめとする環境教育の機会を充実します。

2 ごみの排出抑制に関する事項

(1) 減量化（排出抑制）

本町では、ごみの減量化（発生抑制）達成のため、以下の方策を展開していくものとします。

- 町民意識の改革
- 分別排出の促進
- 使い捨て生活の改善
- 町民・事業者への減量指導

① 啓発活動の推進

計画目標の達成に向けて、その鍵をにぎる自治会や婦人会等の各種団体や事業所へ分別の重要性について啓発活動を行うことにより、町民・事業者・行政がごみ問題に対する共通の認識をもち、具体的な取り組みを進めてゆく気運を高め、ごみ減量を目指します。

② 生ごみ処理容器の普及

現在実施中である、家庭の台所から発生する「生ごみ」を自家処理するコンポスト化容器（生ごみ堆肥化容器）や生ごみ処理機の購入者に対する補助金の交付を継続し、ごみ減量や堆肥化による有効利用を進めます。

さらに、堆肥化に当たっては、その有効利用が図れるシステムの構築についても検討を進めます。

③ 分別排出の徹底

ごみの排出段階での分別について徹底を図ることにより、さらなる減量・資源化を進めることとします。

④ ごみ減量推進協力店制度の拡大充実

商品を販売する際に簡易包装、買い物袋持参運動、不用容器の回収、再生品の販売といった、ごみの減量・リサイクル等に積極的に取り組む小売業者等の町民への周知を図るため、広報を進めます。

⑤ 環境マネジメントシステムの認証取得への働きかけ

近年、環境への負荷軽減を意識し、環境マネジメントシステムを導入する事業者が増加しています。この認証取得は、ごみの減量・リサイクルを進めるために重要な役割を果たすことから、事業者が積極的に認証取得を進めるよう働きかけます。また、認証取得事業者については、町民への周知を図るための広報に努めます。

⑥ 事業系ごみ排出者への分別排出徹底、収集運搬業者への分別搬入指導

事業系ごみの減量・リサイクルを進めるため、排出事業者に対する分別排出指導を徹底・強化します。また、事業系ごみの収集・運搬を行う許可業者に対しては、排出事業者との協力により、より一層の分別収集を徹底するよう指導に努めることとします。

(2) 資源化（再利用・再生利用）

本町では、ごみの資源化（再利用・再生利用）達成のため、以下の方策を展開していくものとします。

◆循環型社会形成推進基本法を軸とした諸法律推進・資源有効利用促進法の推進

- 容器包装リサイクル法の推進
- 家電リサイクル法の推進
- 食品リサイクル法の推進
- グリーン購入法の推進
- プラスチック資源循環促進法の検討

① リサイクル資源回収団体への支援

子ども会、自治会等の地域住民団体が実施するリサイクル資源回収活動に対して、活動支援を図るとともに、資源回収活動に積極的に参加する団体を増やして回収量の増加にも努めることとします。

② リサイクル資源回収（びん、金属、古紙等）

家庭から排出されるリサイクル資源の資源化を進めることとします。「びん」は色別（3種類：透明、茶色、それ以外）に選別し、指定法人ルートにより資源化を継続します。「金属」は、破砕機で破砕処理を行って金属を抜き出し、資源化を図ります。

③ 再利用・再生品の利用拡大

再利用・再生品の利用を促進するため、町が率先してグリーン購入の促進等により再生品利用の拡大を図ります。

④ フリーマーケット、不用品交換等の情報提供

フリーマーケットの開催情報や不用品の交換情報等の提供を積極的に行うことにより、再利用（リユース）の促進を図ることとします。

⑤ 店頭回収の推進

発泡トレイ・牛乳パック等の店頭への回収ボックスの設置等、事業者が主体となり資源化のための回収を進めます。

⑥ 食品残渣や建設廃棄物の再生利用の推進

食品リサイクル法に基づき、飲食店等で発生する食品残渣を肥料等に再生するといったリサイクルを促進することにより、ごみの減量・リサイクル化を図ります。また、建設廃棄物等は、建設リサイクル法に基づきリサイクルの促進を事業者に働きかけることとします。

⑦ プラスチック類の資源化推進【新規】

本町においては、当面は、容器包装プラスチック類を含む4種類の資源ごみの分別収集を行い、資源化を図ります。また、現在は、可燃ごみとして排出している製品プラスチック類については、プラスチック資源循環促進法に基づく分別・資源化に関する国の動向を踏まえて、広域連合及び構成町と連携し検討を行います。

(3) その他町民との協働

本町では、ごみの諸問題を解決するため町民との協働を行うため以下の方策を展開していくものとします。

- イベントの開催
- 民間団体等との連携
- 環境情報の提供
- 環境学習の充実
- 高齢者支援の検討
- 外国人居住者への支援
- 適正処理困難物等への対応

① 住民の自主的活動組織の構築

各種イベントの開催等を通じて町民が主体となった自主活動を実施する団体等を育成し、町民が主体となったごみの減量・リサイクルの構築を目指します。

② 各種住民団体との連携

すでに活動している自治会やその他の団体との連携を強化し、ごみの減量・リサイクル等といった諸問題解決により効果をあげられるよう努めます。

③ 事業者との連携

住民の自主活動と同様に、事業者がごみの減量・リサイクルにより効果的な取り組みが行えるような場づくりを目指し支援を行います。

④ 環境美化運動等

環境美化活動等の開催を通し、地域が一体となり美化活動に取り組む等、環境問題に対する意識の向上を図ります。

また、環境問題に取り組む自主活動組織等の団体においては、広報等で周知を図り、その活動がより推進されるよう努めることとします。

⑤ 環境学習

環境学習の一環として子ども会等によるリサイクル資源の回収活動を支援するほか、学校との連携を図りごみ問題に関する課内・課外授業を行う等、ごみ減量・リサイクルについての理解を進めます。

⑥ 高齢者支援の検討【新規】

核家族化や少子高齢化の影響で「ごみステーションまでごみを持って行くことが困難」な家庭も見受けられます。このため、高齢者や障がいのある人等の世帯を対象として、社会福祉部局と連携したごみ出し支援について検討を行います。

また、令和4年度よりごみ出しが困難である世帯を対象に粗大ごみ等の戸別回収への助成制度を開始しています。今後も本制度を活用して、ごみを出すことが困難である世帯の支援を行います。

⑦ 外国人居住者への支援

現在、外国人居住者に対しては、五か国語のごみ分別パンフレットを作成しています。作成したパンフレットの配布を促進するとともに、定期的に需要に応じた言語によるパンフレット作成を検討します。

⑧ 適正処理困難物等への対応

○パソコン等

パソコン及びその周辺機器（マウス、プリンター、モニター、キーボード）については、メーカーによる回収や宅配サービスによる民間回収を推奨しています。今後は、その処理方法について町民に周知徹底します。

○小型充電式電池

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等の小型充電式電池には、ニッケル、カドミウム、コバルトなどの貴重な資源が使用されています。また、ごみ収集車の中で破損して、発火するリスクも高いため、広域連合と連携し、適正な回収・処理体制を検討し、町民に周知徹底します。

3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

分別区分については、広域連合構成町との連携を図りながら必要に応じて適宜見直しを図ります。特に製品プラスチックの取り扱いについては、重点的に検討を進めます。(表 4-3-1 及び図 4-3-1 参照)

表 4-3-1 分別の区分

区分	ごみの種類	排出容器	備考
可燃ごみ (燃えるごみ)	紙類、布類、プラスチック類(資源ごみ除く)、革製品、生ごみ、草木 等	燃えるごみの指定袋(紫色)	-
資源ごみ	プラスチック類	資源ごみの指定袋(緑色)(ペットボトル・プラ類も使用可能)	「プラ」マークが付いているもの
	ペットボトル		「PET」マークが入ったボトル
	缶類	資源ごみの指定袋(緑色)	一斗缶より小さい缶
	ビン類		飲食用に限る
	不燃類		-
有害ごみ	電池、蛍光管、水銀式体温計、水銀式血圧計、スプレー缶、ライター、点火棒 等	指定なし	-
粗大ごみ	木製家具類、大型プラスチック類、大型金属類、自転車、大型家電、照明器具		分解しない
	ソファ類、スプリングマットレス、布団、畳		濡らさないように持ち込む
	段ボール、雑誌、新聞紙		古紙は、指定ごみ袋に入れずに持ち込まれた場合、粗大ごみとなる。
【処理できないごみ】 建築廃材、指定家電、車やオートバイのタイヤ、バッテリー、エンジン付きの器具、廃油、ピアノ、注射器、火薬、消火器等のボンベ類、土砂、動物の死骸、事業所から出る粗大ごみ、産業廃棄物に該当するもの 等			

出典：香肌奥伊勢資源化広域連合HP

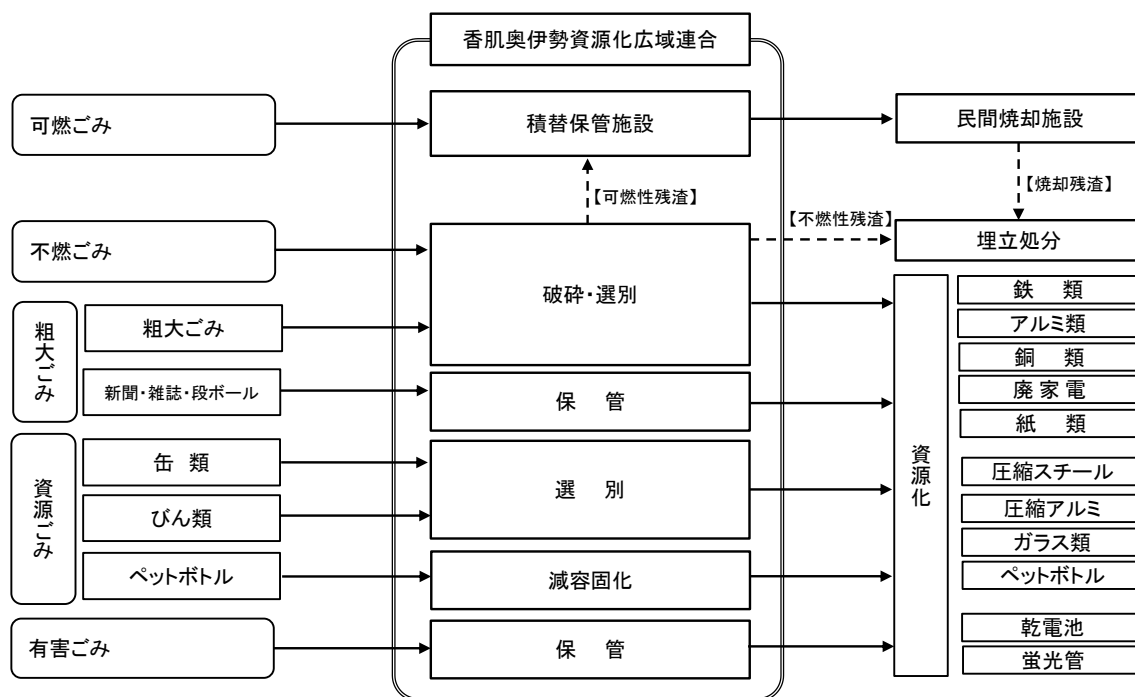


図 4-3-1 ゴミ処理の流れ

4 ごみの適正処理に関する事項

(1) 収集・運搬計画

現在及び将来的にもステーション方式で収集を行います。ステーション当たりの世帯数や配置等については、地域別の世帯数や人口の変化を勘案し、適宜再検討を行います。

1) 計画収集区域

本町全域を収集対象区域とします。

2) 分別収集区分

分別収集区分は、表 4-3-1 に示すとおりとしますが、必要に応じて見直しを行います。小型家電製品については、当面は現行どおり不燃ごみとして回収し広域連合の施設でのピックアップ回収を原則とし、広域連合及び構成町と連携を図りながら今後の対応について検討を進めていくものとします。エアゾール缶については、現行どおり使い切った後、穴を開けずに排出することを原則とし、広域連合及び構成町と連携を図りながら検討を進めていくものとします。製品プラスチック類の収集についても広域連合及び構成町との協議を進めていきます。

3) 収集・運搬の方法

収集・運搬については、表 4-4-1 に示すとおりとし、生活系ごみの収集運搬は委託業者により行い、事業系ごみについては、許可業者によるものとします。

収集回数については、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

表 4-4-1 収集運搬の方法

区分	収集運搬		収集回数		中間処理	最終処分	
	生活系	事業系	生活系	事業系			
可燃ごみ	委託	許可	2回/週	不定期	民間委託	民間委託	
資源ごみ	プラスチック類 ^注	委託	許可	1回/週	不定期	広域連合	広域連合
	ペットボトル	委託	許可	1回/月	不定期	広域連合	広域連合
	缶類	委託	許可	1回/月	不定期	広域連合	広域連合
	ガラス類	委託	許可	1回/月	不定期	広域連合	広域連合
	ビン類	委託	許可	1回/月	不定期	広域連合	広域連合
有害ごみ	委託	許可	1回/月	不定期	広域連合	広域連合	
不燃ごみ	委託	許可	1回/月	不定期	広域連合	広域連合	
粗大ごみ	直接搬入				広域連合	広域連合	

注) 生活系の収集回数は、令和5年7月より変更予定

(2) 中間処理計画

本町から排出されるごみは、現行どおり広域連合が管理する施設に搬入し、可燃ごみは民間施設で焼却処理を行い、それ以外のごみはリサイクルプラザで処理の後、資源化等を行います。

表 4-4-2 中間処理の方法

区分		搬入先	中間処理の方法		備考
可燃ごみ		可燃ごみ積替施設	焼却	残渣は最終処分	民間委託
資源ごみ	プラスチック類	リサイクルプラザ	選別・圧縮	資源化	
	ペットボトル		選別・圧縮	資源化	
	缶類		選別・圧縮	資源化	
	ガラス類		選別・圧縮	資源化	
	ビン類		選別・圧縮	資源化	
有害ごみ			選別	資源化・残渣は最終処分	
不燃ごみ			破碎・選別	資源化・残渣は最終処分	
粗大ごみ			破碎・選別	資源化・残渣は最終処分	

表 4-4-3 中間処理量の見込み

(単位：t)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
焼却処理	2,085	2,031	1,985	1,929	1,879	1,832	1,788
粗大ごみ処理施設	79	75	74	72	70	69	67
資源化施設	135	140	137	133	129	127	123
計	2,299	2,246	2,196	2,134	2,078	2,028	1,978

(t/年)

中間処理量の推移

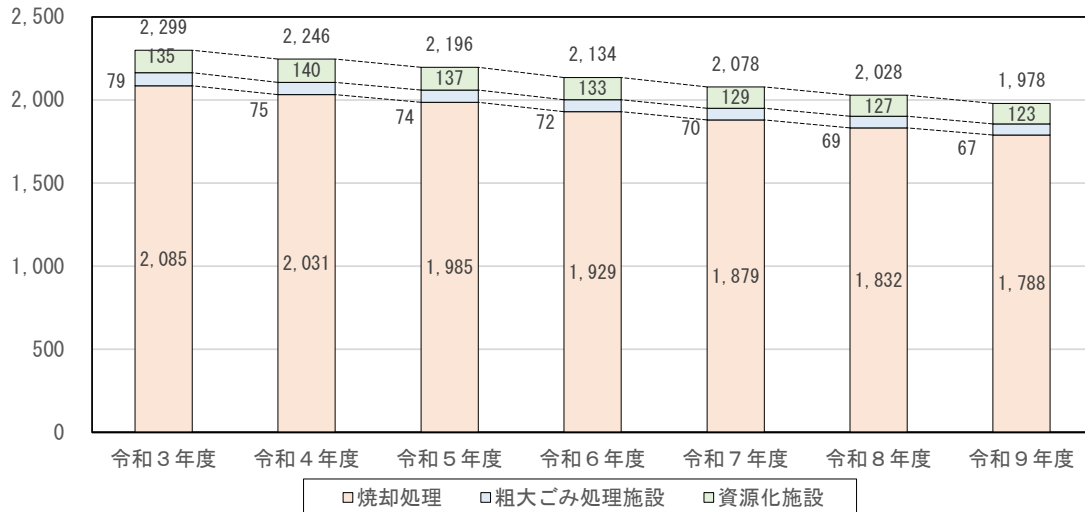


図 4-4-1 中間処理量の推移

(3) 最終処分計画

最終処分については、当面は、現行どおり焼却残渣は民間最終処分場で処分し、粗大ごみ処理施設等から排出される処理残渣は広域連合が管理・運営する最終処分場にて適切に最終処分を行います。

1) 最終処分対象物

最終処分対象物は、当面は現行どおり、焼却残渣及び粗大ごみ処理施設等から発生する中間処理残渣とします。

2) 計画最終処分量

計画目標年度（令和9年度）の計画埋立処分量の見込みを表4-4-4と図4-4-2に示します。計画目標年度（令和9年度）における最終処分量は297t/年、最終処分率は14.5%となる予想です。

表4-4-4 最終処分量の見込み

項目	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		基準						計画目標
焼却残渣	t / 年	313	305	298	289	282	275	268
処理残渣		34	32	32	31	30	30	29
合計		347	337	330	320	312	305	297
最終処分率	%	14.6	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5

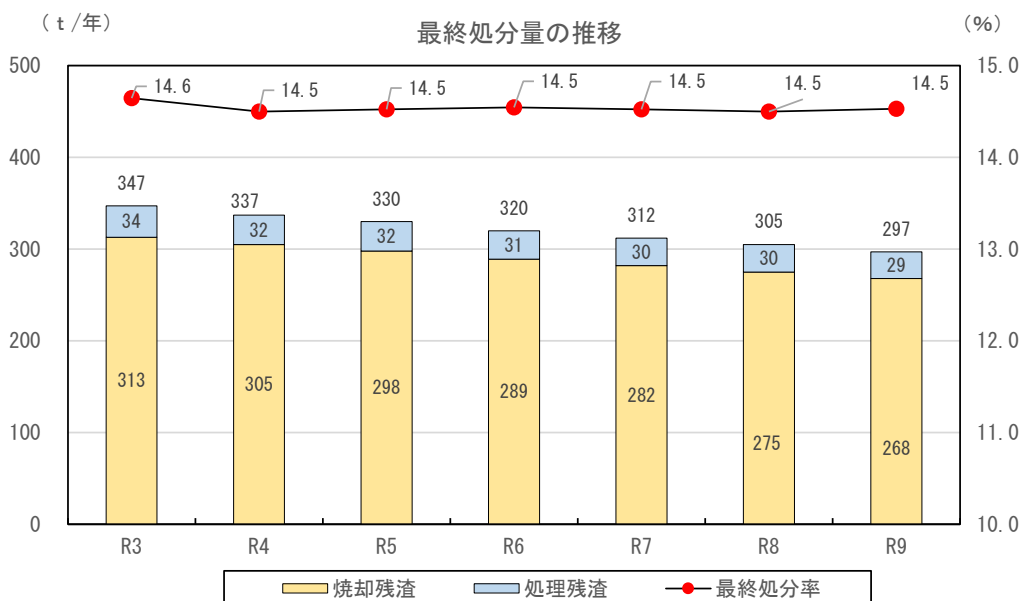


図4-4-2 最終処分量の推移

5 ごみ処理施設整備に関する事項

ごみ処理施設の整備については、現行どおり広域連合及び構成町と連携し、取組んでいくものとします。

6 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量化推進員

資源循環型社会の形成のため、よりよいごみ処理体制となるよう、各種委員会を設置し、広く町民の意見を集めながら検討を進めることとします。

(2) 事業者の協力

事業系ごみについては、事業者の排出者責任の原則により、事業系ごみの適正で循環的な利用を推進するため、多量排出事業者に対する減量計画の作成指導等を実施していきます。

(3) 災害対策

災害時には迅速かつ適切な対応が可能となるように県・広域連合・周辺町との連携を図るものとします。

災害時におけるより効率的・機能的な対応を可能とするため、「災害廃棄物処理計画」を作成し、災害時の本町の組織体制、町内事業者及び周辺自治体等との広域的な相互協力体制の構築を検討します。また、「大紀町災害廃棄物処理計画」は、大紀町地域防災計画等の関連計画との整合性を図り、必要に応じて見直しを行います。

(4) 不適正処理・不法投棄対策

不適正処理・不法投棄対策は、警察等の関係機関並びに住民・事業者・関係団体等との連携を強化し、パトロールの実施や啓発看板の設置を行う等、不法投棄防止を図ります。また、パンフレットの作成や環境美化活動等を通じて、不法投棄防止に関する啓発活動を強化します。

(5) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物については、国の示す「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き(平成 20 年 3 月在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会)」に基づき、注射針等の鋭利なものについては、原則として医療関係者あるいは患者・家族等が医療機関へ返却して処分することとします。また透析バック、ストマ（人工肛門）等の非鋭利なものについても原則として医療関係者あるいは患者・家族等が医療機関へ返却して、処分することとします。

(6) ごみ処理の有料化の検討

ごみ処理の有料化については、ごみの減量を一層進めていく過程において、その波及効果も勘案しながら適宜検討を進めることとします。

(7) 計画のフォローアップと事後評価

本計画の達成状況を把握し、計画を総合的・計画的に進めていくために、事後評価を実施します。事後評価の実施にあたっては、PDCA サイクルを導入し、必要に応じて県等の関係機関と意見交換を実施しながら、点検・見直しを計画的に進めていきます。

- | | |
|-------------------------|---------|
| ○ 一般廃棄物処理基本計画の作成・目標の設定 | 【PLAN】 |
| ○ 一般廃棄物処理基本計画に基づく処理の実施 | 【DO】 |
| ○ 一般廃棄物処理基本計画目標の達成状況の評価 | 【CHECK】 |
| ○ 一般廃棄物処理基本計画の見直し | 【ACT】 |

第III部 生活排水処理基本計画編

第1章 生活排水処理の状況

1 生活排水処理・処分の概要

本町の生活排水は、現在、個人用の合併処理浄化槽により処理されています。

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の概要

生活排水のうちし尿については、本町ではくみ取り便槽のし尿（以下、「し尿」と言います。）及び浄化槽の清掃に伴う汚泥（以下、「浄化槽汚泥」と言います。）を対象に処理・処分を行っています。

これらの処理・処分は、奥伊勢広域行政組合（以下、「広域組合」と言います。）が管理・運営する奥伊勢クリーンセンター（図1-2-1）で行われています。



出典：道路防災情報 web マップ（国土交通省）

図 1-2-1 し尿及び浄化槽汚泥処理・処分施設位置図

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理・処分の流れ

本町のし尿及び生活雑排水の処理処分の流れを図1-2-2に示します。

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、広域組合が管理・運営する奥伊勢クリーンセンター（処理能力40k1/日）において、処理・処分が行われています。

本町の生活排水処理人口の推移を表1-2-1と図1-2-3に示します。

令和3年度における合併処理浄化槽人口は3,966人、単独処理浄化槽人口は1,832人、し尿収集人口は1,994人であり、生活排水処理率は50.9%です。

本町では公共下水道や集落排水等の整備は行われていません。

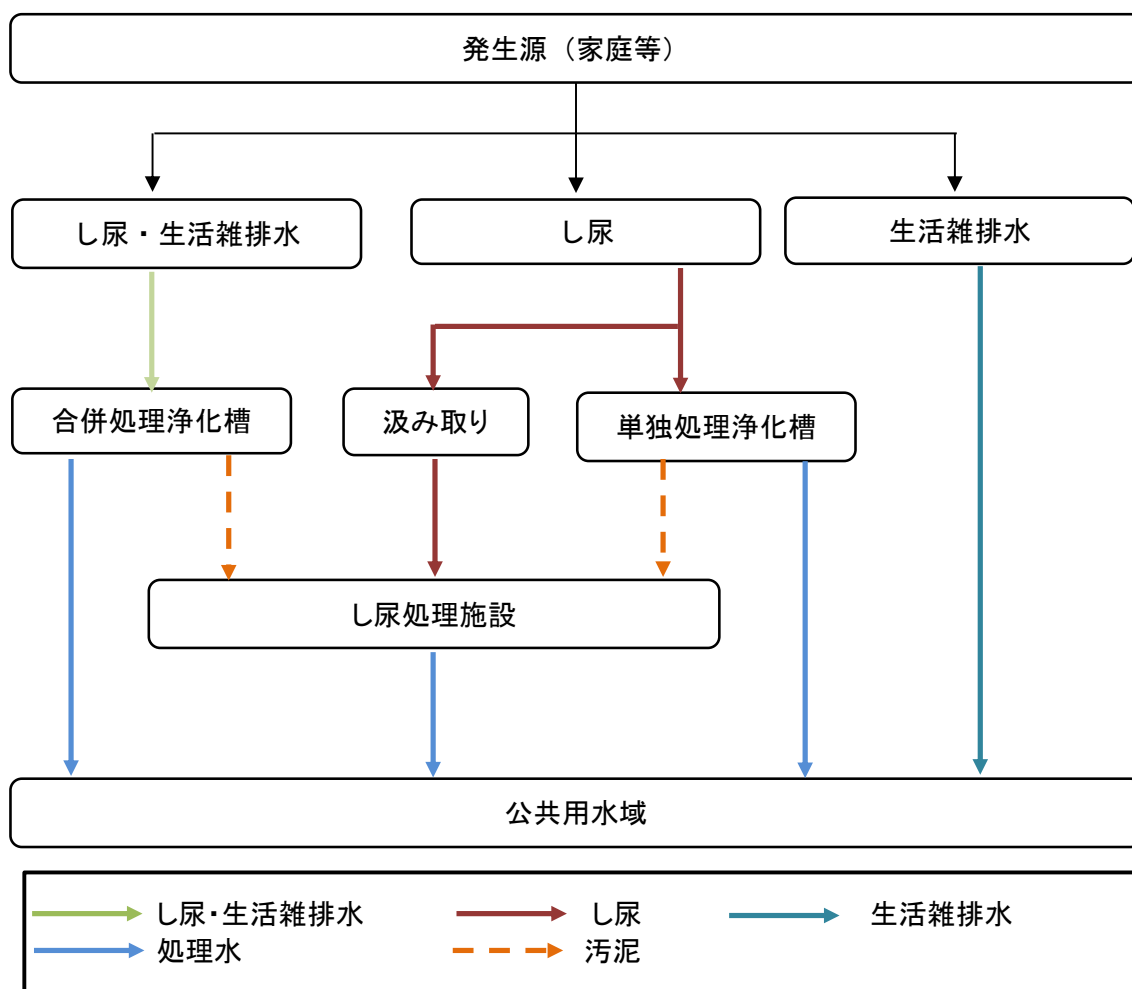


図 1-2-2 し尿及び浄化槽汚泥等の処理・処分の流れ（奥伊勢クリーンセンター）

表 1-2-1 生活排水処理人口の推移

項目		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
行政人口		人	9,544	9,335	9,108	9,398	9,022	8,780	8,527	8,270	8,035	7,792	
水洗化	衛生処理	公共下水道人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		合併処理浄化槽人口	人	3,557	3,659	3,786	3,857	3,901	3,961	3,999	3,915	3,953	3,966
		小計	人	3,557	3,659	3,786	3,857	3,901	3,961	3,999	3,915	3,953	3,966
		単独処理浄化槽	人	2,392	2,357	2,158	2,113	2,086	2,042	1,986	1,918	1,854	1,832
非水洗化		人	3,595	3,319	3,164	3,428	3,035	2,777	2,542	2,437	2,228	1,994	
生活排水処理率		%	37.3	39.2	41.6	41.0	43.2	45.1	46.9	47.3	49.2	50.9	

75

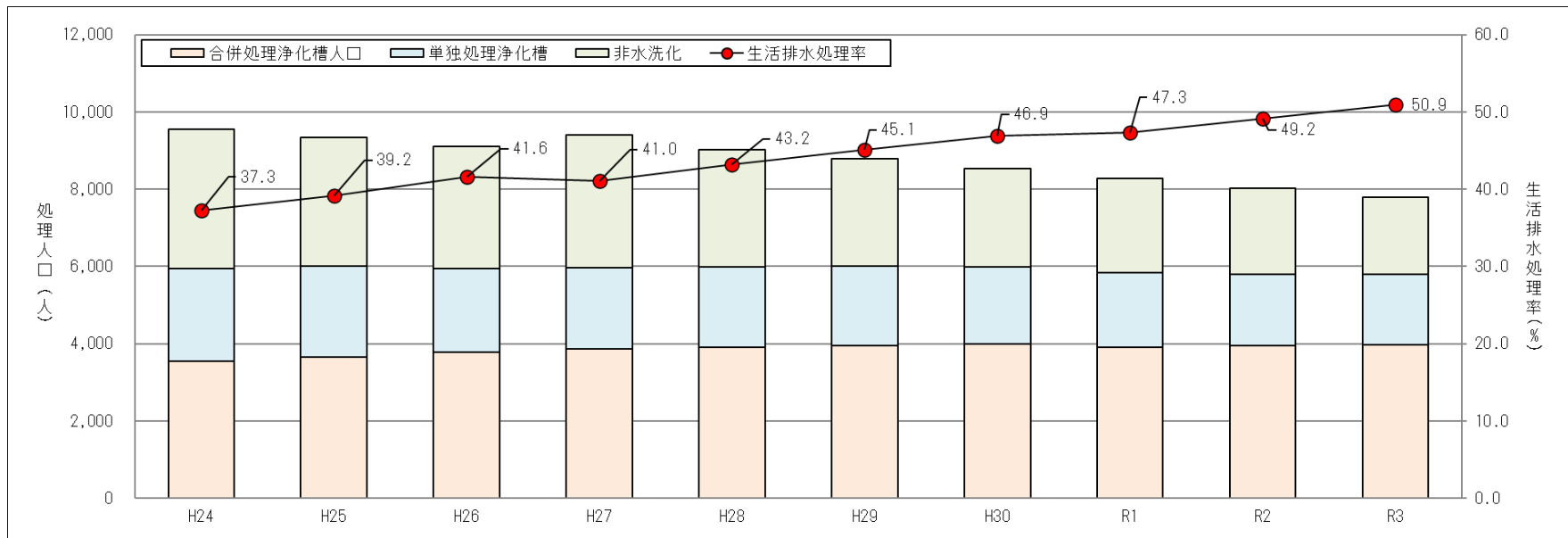


図 1-2-3 生活排水処理人口の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理・処分量の実績

本町の過去10年間のし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の実績は表1-2-2及び図1-2-4に示します。

し尿処理量は、減少傾向にあり、浄化槽汚泥量は増加傾向にあります。

表 1-2-2 し尿及び浄化槽処理量の実績

(単位：kL)

年度	し尿	浄化槽汚泥量	計
平成24年度	2,130	4,546	6,676
平成25年度	1,956	4,642	6,597
平成26年度	1,849	4,800	6,650
平成27年度	1,791	4,346	6,137
平成28年度	1,670	4,345	6,015
平成29年度	1,625	4,565	6,190
平成30年度	1,511	4,632	6,143
令和元年度	1,405	4,486	5,892
令和2年度	1,379	4,745	6,124
令和3年度	1,362	4,802	6,164

出典：奥伊勢広域行政組合HP

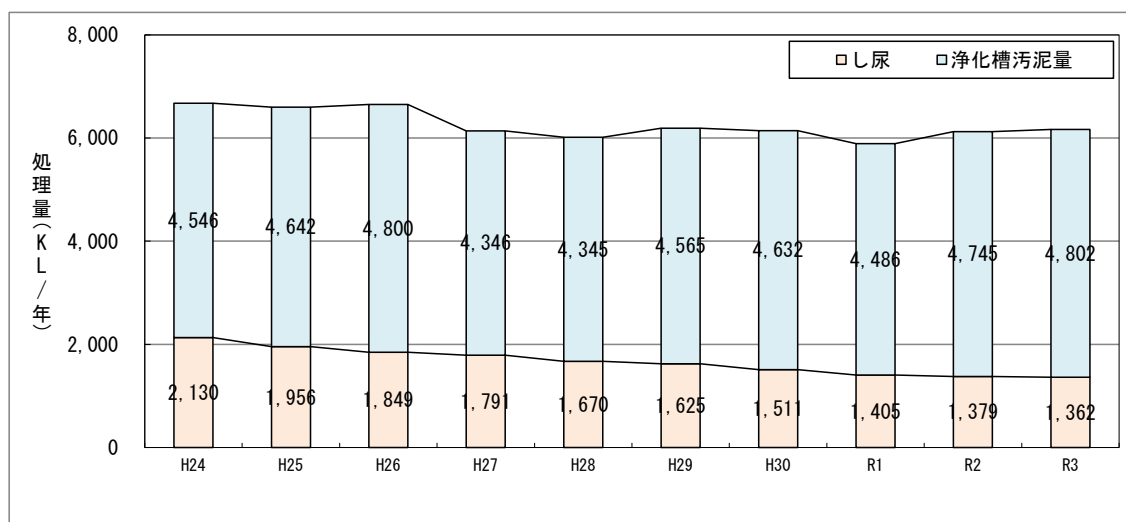


図 1-2-4 し尿及び浄化槽処理量の実績

3 生活排水処理の主体

本町の生活排水処理の主体は、表1-3-1に示すとおりです。

表 1-3-1 生活排水処理主体

処理施設の種類	対象とする生活排水	処理主体
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	広域組合

4 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬状況

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者により実施しています。

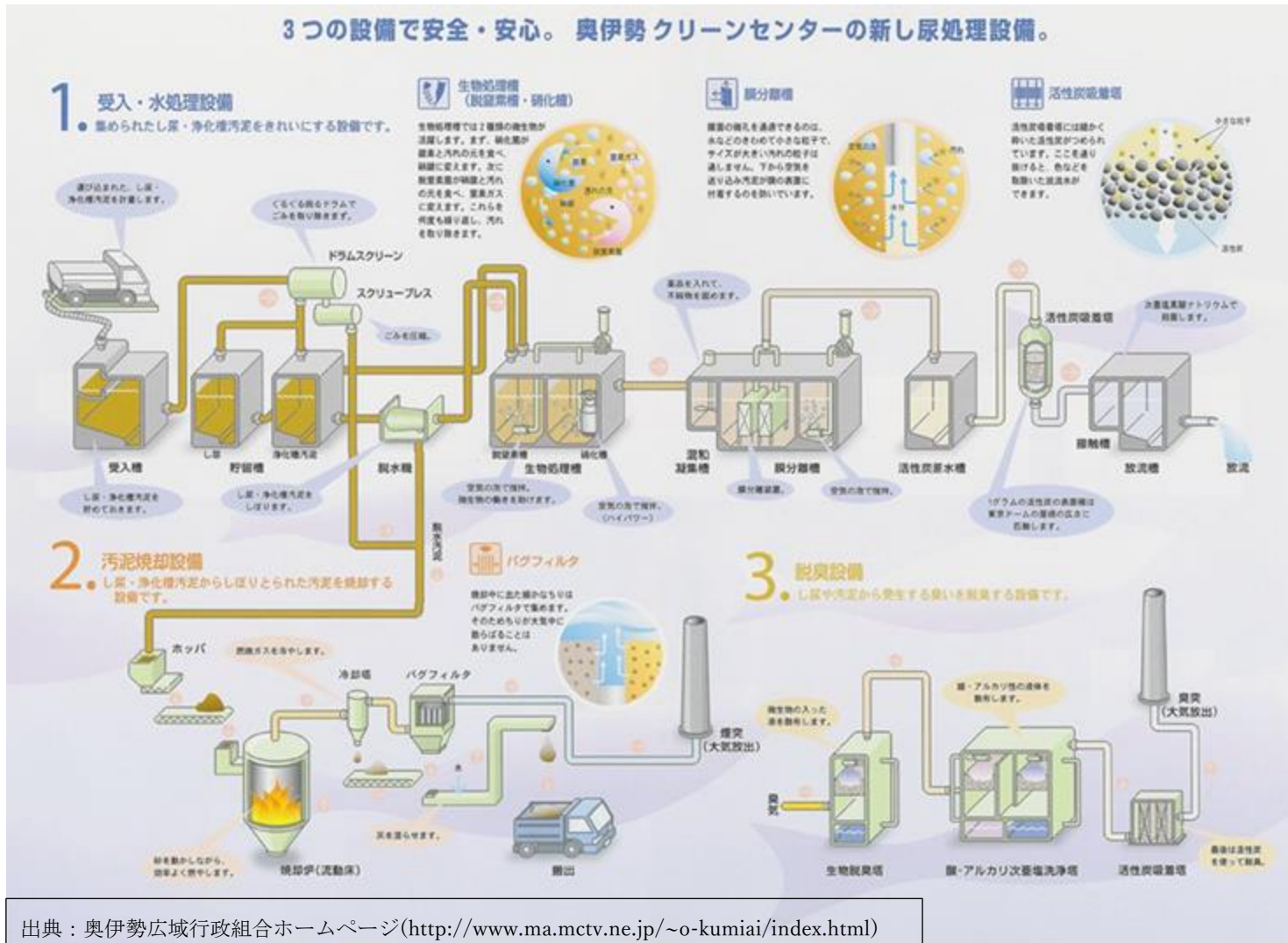
5 し尿及び浄化槽汚泥処理施設の状況

し尿及び浄化槽汚泥は、広域組合が管理・運営する奥伊勢クリーンセンターで処理を行っています。その概要は、表1-5-1と図1-5-1に示すとおりです。

表 1-5-1 し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要

項目	内容	
名称	奥伊勢広域行政組合 奥伊勢クリーンセンター	
所在地	多気郡大台町菅合1621-3	
敷地面積	7,000㎡	
建築面積	1,426㎡	
竣工	平成18年3月	
施設概要	計画処理量	40kL/日
	処理方式	浄化槽汚泥対応型/膜分離高負荷脱窒素処理
	放流先	河川
	処理水質	
	水素イオン濃度	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量	4mg/l以下
	化学的酸素要求量	20mg/l以下
	浮遊物質	3mg/l以下
	全窒素	10mg/l以下
	全リン	0.5mg/l以下
	色度	30度以下
大腸菌群数	1,000個cm ³ 以下	

出典：奥伊勢広域行政組合HPより作成



出典：奥伊勢広域行政組合ホームページ(<http://www.ma.mctv.ne.jp/~o-kumiai/index.html>)

図 1-5-1 奥伊勢クリーンセンター処理工程

6 公共下水道の整備状況

本町では、現在、公共下水道の整備は実施していません。また、今後も整備予定はありません。

7 浄化槽設置の状況

令和3年度における合併処理浄化槽人口は3,966人、単独処理浄化槽人口は1,832人、し尿収集人口は1,994人であり、生活排水処理率は50.9%です。

8 生活排水処理経費の状況

生活排水処理経費を表1-8-1に示します。

生活排水処理経費は、組合分担金のみ計上しており令和3年度実績は、54,413千円であり、全て処理及び維持管理費として計上されています。

表 1-8-1 生活排水処理経費

項目/年度	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
建設・改良費	千円	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	千円	60,439	60,009	56,216	55,294	54,413
計(a)	千円	60,439	60,009	56,216	55,294	54,413
行政区域内人口(b)	人	8,780	8,779	8,527	8,270	7,792
し尿・浄化槽汚泥総排出量(c)	t/年	6,190	6,143	5,892	6,124	6,164
1人当たり処理費(d)	円/人	6,884	6,836	6,593	6,686	6,983
1t当たり処理費(e)	円/t	9,763	9,768	9,541	9,029	8,827

*1人当たり処理費=(a)×1000÷(b)

*1t当たり処理費=(a)×1000÷(c)

9 現状の課題

(1) 生活排水の処理対策

本町においては、町域の立地等の要因により、今後も下水道の整備が困難な状況にあります。これまで三重県生活排水処理アクションプログラム（平成28年度版 平成28年6月 三重県）に基づき計画的に生活排水処理対策を進めています。これにより、合併処理浄化槽による生活排水処理人口割合は増加し、単独処理浄化槽やし尿収集人口が減少しています。今後とも継続的に合併処理浄化槽への設置・転換を進めていく必要があります。

(2) 発生源対策

現在残っている単独処理浄化槽やくみ取り便槽は、し尿の処理を行うものであり、家庭から排出される風呂、洗濯、台所等の生活雑排水を処理するものではありません。したがって、発生源対策による汚濁負荷削減のための啓発活動を推進する必要があります。

(3) 浄化槽の維持管理

浄化槽を適正に維持管理するため、設置者には清掃、保守点検、法定検査が義務づけられています。このため、全ての設置者に適正な維持管理が実施されるように啓発を実施する必要があります。

第2章 生活排水処理基本計画

1 基本理念

本町の生活排水は、そのほとんどが河川へ直接放流されています。このような背景を受けて河川等の水質悪化が表面化する一方、近年では便所の水洗化の要望や、河川の浄化等に対する意識が高まりつつあり、水質保全を図るためにも生活排水対策を進めることが緊急の課題となっています。

このため本町では、地域の現状を踏まえて、合併処理浄化槽設置の普及を推進し、河川等の公共用水域の水質保全並びに町民の生活環境の改善を図ることとします。

2 基本方針

本町における生活排水処理の基本方針は、現状及び課題、並びに基本理念を踏まえたうえで以下のとおり目標を定めて取り組むこととします。

生活排水対策の基本は、各家庭での発生源対策を基軸として、町民の生活排水に対する意識啓発活動の強化と実践活動の促進です。

したがって、それらの促進に努めるとともに、地域特性等を十分考慮しながら合併処理浄化槽の整備を計画的かつ効率的に推進していくこととします。

- 生活排水処理率の向上を目指します。
- 合併処理浄化槽の効率的な整備を推進します。
- し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。
- 浄化槽の適正な維持管理を徹底します。

3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

(1) 予測手順

し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測は、ごみ処理基本計画と同様に、し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位を推計し、処理形態別に設定した計画収集人口を乗じることにより行うこととします。

(2) 計画収集人口

計画収集人口については、ごみ処理基本計画で予測された人口を用いることとします。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位

し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位は、表 2-3-1 の通り設定します。

表 2-3-1 原単位の設定

項目	原単位 (L/人・日)	備考
し尿	1.58	過去10ヶ年の平均値
浄化槽汚泥 ^{注1}	2.11	過去10ヶ年の平均値

注1：合併処理浄化槽汚泥+単独処理浄化槽汚泥

(4) 予測結果

し尿及び浄化槽汚泥の排出量予測を表 2-3-2 及び図 2-3-1 に示します。

浄化槽整備率の増加に伴いし尿の排出量は減少し、令和17年度の生活排水処理率（整備率と同意語とします）は92.4%、し尿排出量125k1/年、浄化槽汚泥排出量3,774k1/年と予測されます。

表 2-3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量予測結果

項目	単位	実績	予測														
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
行政人口	人	7,792	7,601	7,410	7,219	7,029	6,850	6,671	6,492	6,313	6,135	5,966	5,797	5,628	5,459	5,289	
水洗化	衛生処理																
	公共下水道人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合併処理浄化槽人口	人	3,966	4,233	4,500	4,767	5,033	5,018	5,003	4,988	4,973	4,958	4,943	4,928	4,913	4,898	4,887
	小計	人	3,966	4,233	4,500	4,767	5,033	5,018	5,003	4,988	4,973	4,958	4,943	4,928	4,913	4,898	4,887
単独処理浄化槽	人	1,832	1,616	1,400	1,184	969	891	813	735	657	579	501	423	345	267	186	
非水洗化	人	1,994	1,752	1,510	1,268	1,027	941	855	769	683	598	522	446	370	294	216	
生活排水処理率	%	50.9	55.7	60.7	66.0	71.6	73.3	75.0	76.8	78.8	80.8	82.9	85.0	87.3	89.7	92.4	
排出量	k L	6,164	4,270	4,348	4,402	4,468	4,408	4,358	4,285	4,224	4,163	4,119	4,052	3,997	3,942	3,899	
し尿	k L	1,362	1,010	873	731	592	543	494	443	394	345	302	257	213	170	125	
浄化槽汚泥	k L	4,802	3,260	3,475	3,671	3,876	3,865	3,864	3,842	3,830	3,818	3,817	3,795	3,784	3,772	3,774	

83

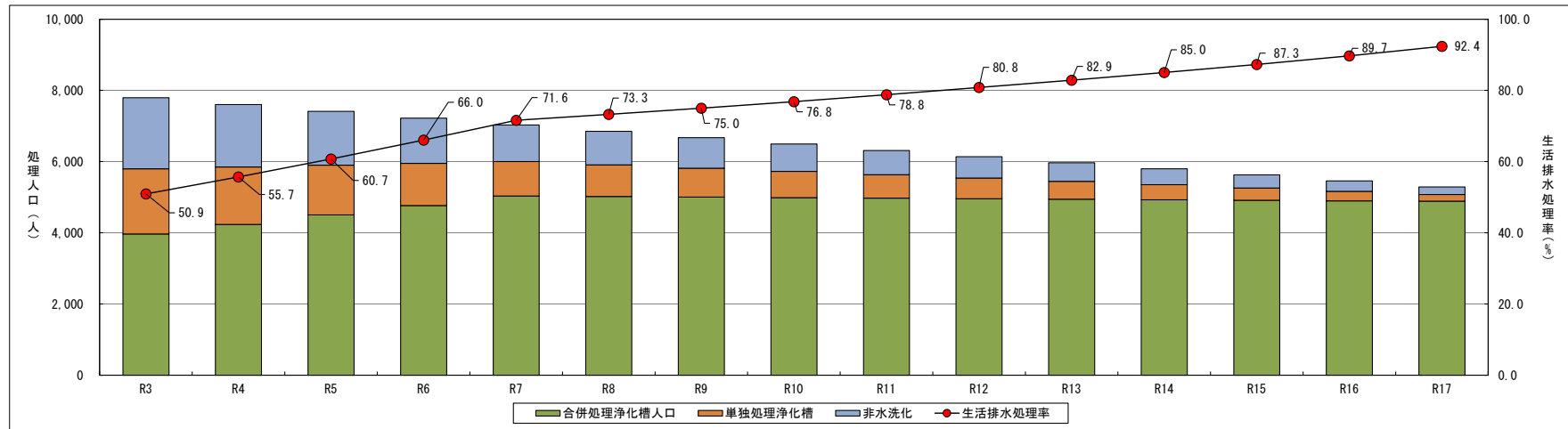


図 2-3-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量予測結果

4 生活排水処理計画

(1) 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表 2-4-1 のとおりとします。

表 2-4-1 生活排水処理の主体

処理施設の種類	対象とする生活排水	処理主体
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	一部事務組合

(2) 生活排水処理の目標

本町における合併処理浄化槽の整備率は、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水アクションプログラム）」（平成 28 年 6 月）では、令和 17 年度を目標に 92.4%、最終 100%と計画されています。

なお、この目標値設定についての詳細は表 2-4-2 に示すとおりです。

整備率 92.4%以上
【令和 3 年度実績】 【令和 17 年度目標】
整備率 50.9% → 92.4%以上

表 2-4-2 生活排水処理施設の整備率（目標）

年度/区分	整備人口(人)	整備率(%)
令和3年度(現況)	3,966	50.9
令和7年度	5,033	71.6
令和17年度	4,887	92.4
最終	-	100.0

5 し尿・浄化槽汚泥処理計画

し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針に基づき、し尿・浄化槽汚泥の処理計画を次のように定めます。

(1) 収集・運搬計画

1) 収集区域の範囲

収集区域は、本町行政区域全域とします。

2) 収集運搬体制

収集・運搬体制は、現行の体制を基本とします。

なお、許可業者については、現行制度の下でし尿及び浄化槽汚泥ともに減少することが見込まれる場合には、現行の収集運搬体制で処理できるため、今後も、原則として既存の許可業者で処理します。

また、安定的かつ効率的な処理を行うため、許可の区域は地区別に区分します。

(2) 中間処理計画・最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、現行どおり広域組合が管理・運営する奥伊勢クリーンセンターにおいて処理を委託するものとし、発生した汚泥等については現在同様に施設内で脱水処理後、施設内の焼却施設で焼却処理を行います。焼却灰については民間施設に搬入しセメント原料として資源化を行います。

6 達成に向けての方策

(1) 処理対策（生活排水処理）

本町では、処理施設の整備達成のため、以下の方策を展開していくもの
とします。

・ 合併処理浄化槽の普及

◆助成制度の充実

本町では、現在、合併処理浄化槽設置の普及・設置促進を図るため、住
居等を対象とした補助制度を創設しており、今後も助成を継続します。

(2) 発生量削減のための対策

本町では、町民の生活排水に対する意識向上のため、以下の方策を展開
していくものとしてします。

・ 啓発の推進

◆環境学習の充実

「環境展示会」の開催等、生活排水に対する意識を向上させるため、環
境学習の場を提供し、町民一人ひとりが発生量削減のための対策を実施で
きるよう啓発を図ります。

◆環境情報の提供

「広報」や「ホームページ」等の活用により、生活排水対策についての
情報提供に努めます。

◆地域住民との連携・家庭での生活排水対策実践の普及

地域住民と連携し、家庭で実践できる生活排水対策促進のための講習会
開催や、町民一人ひとりが環境に配慮した暮らしが実践できるよう啓発活
動を行ないます。また、家庭でできる生活排水対策として、台所での水切
りネットや、洗剤の使用を少なくするためのアクリルタワシの普及等、誰
にでもできる発生源対策の普及促進により、生活排水対策を推進します。

(3) 浄化槽の維持管理

本町では、浄化槽の適正な維持管理が行われるよう、以下の方策を展開します。

<ul style="list-style-type: none">・ 啓発の推進

◆浄化槽設置者への清掃・保守点検・法定検査実施の啓発

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、「広報誌」を活用する等、清掃・保守点検・法定検査実施の啓発を進めます。

一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画

令和5年3月 発行

発行：三重県 大紀町 環境水道課

〒519-2703 三重県度会郡大紀町滝原 1610 番地 1

TEL 0598-86-2245 FAX 0598-86-3191